

令和8年度 しずおか中高年世代活躍応援
プロジェクト協議会

令和8年7月6日（月）

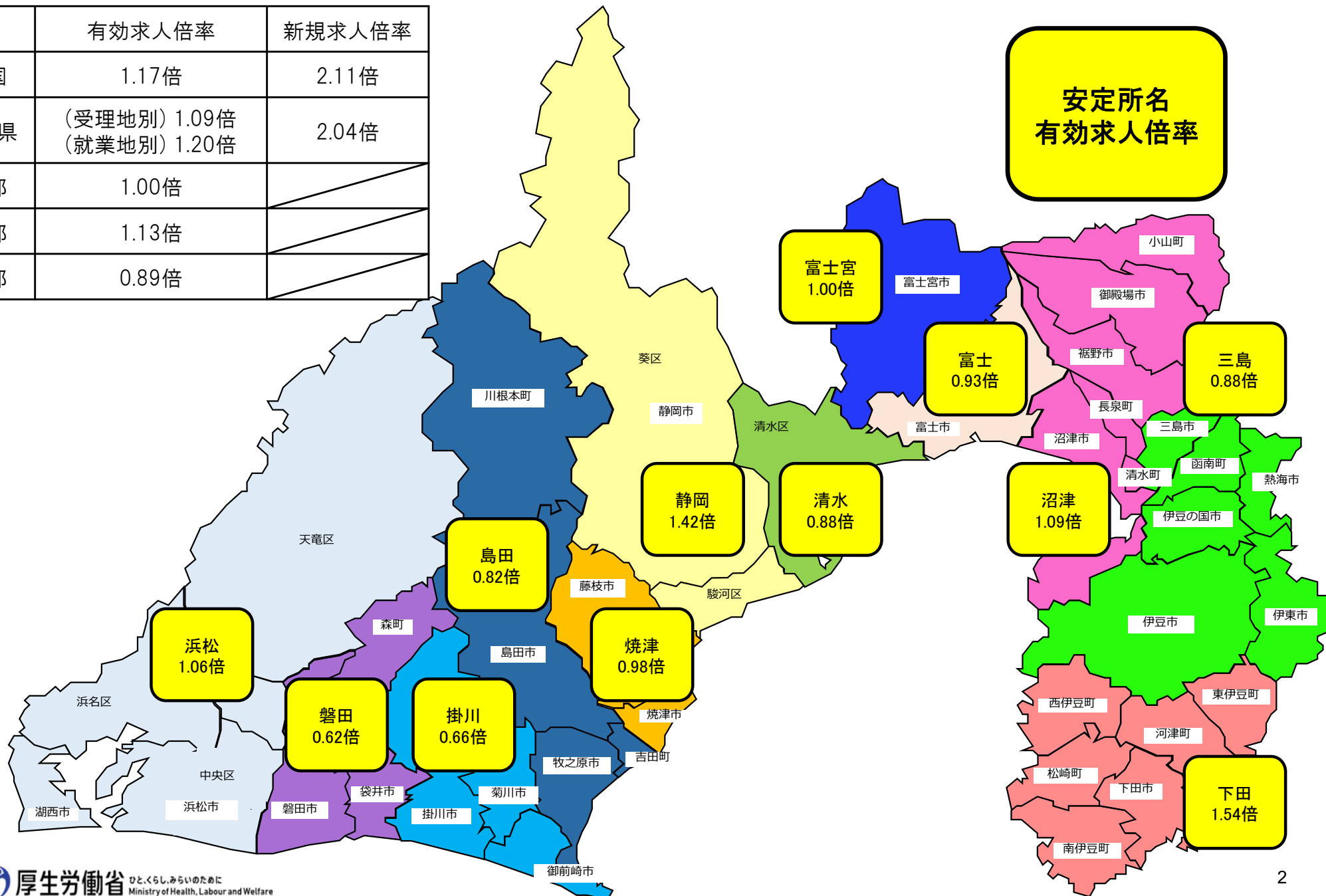
県内ハローワーク求人・求職・就職取扱状況

静岡労働局職業安定部職業安定課

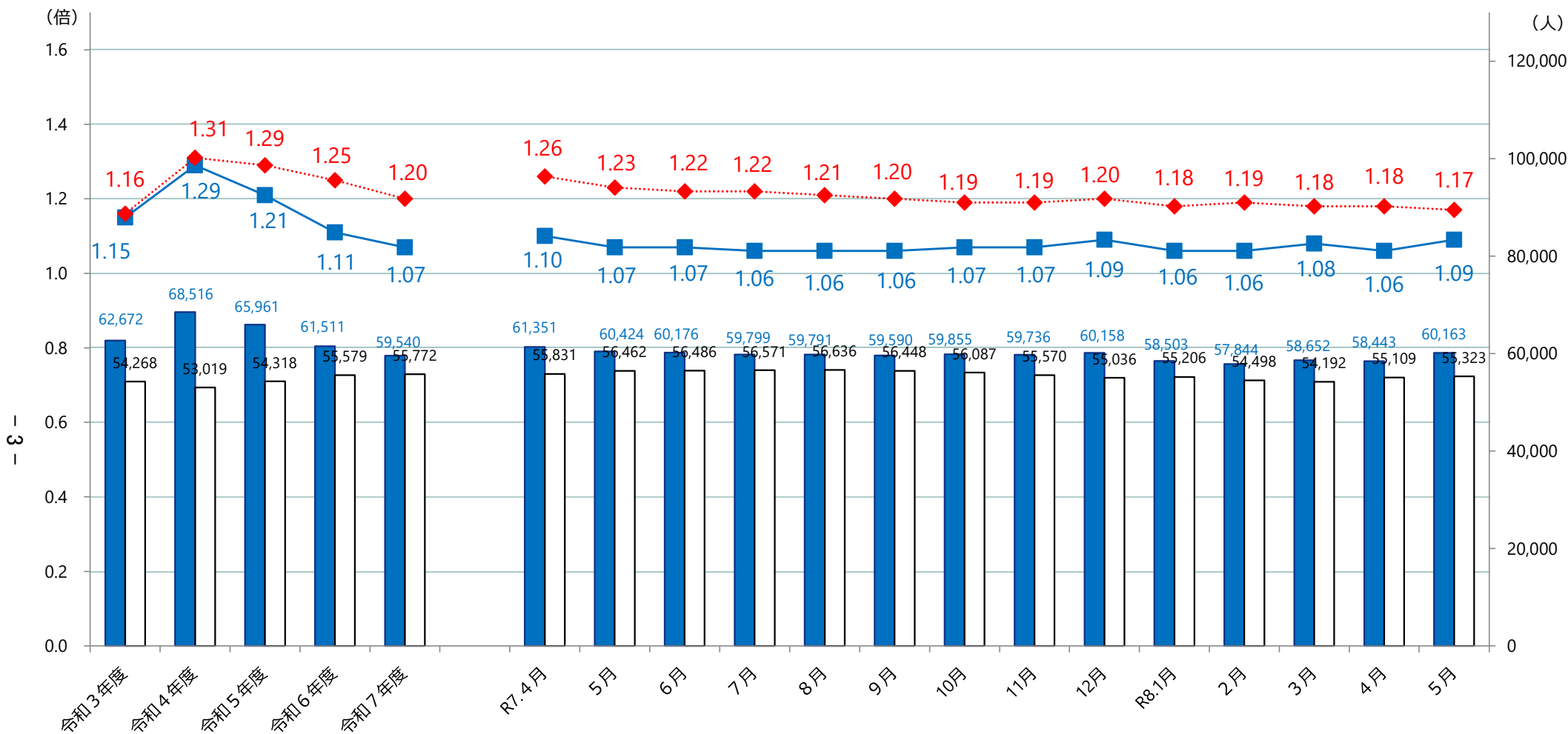
安定所別有効求人倍率・新規求人倍率（R8.5月）

	有効求人倍率	新規求人倍率
全国	1.17倍	2.11倍
静岡県	(受理地別) 1.09倍 (就業地別) 1.20倍	2.04倍
東部	1.00倍	
中部	1.13倍	
西部	0.89倍	

安定所名
有効求人倍率



有効求人・有効求職・有効求人倍率の推移



	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月
有効求人数	62,672	68,516	65,961	61,511	59,540	61,351	60,424	60,176	59,799	59,791	59,590	59,855	59,736	60,158	58,503	57,844	58,652	58,443	60,163
有効求職者数	54,268	53,019	54,318	55,579	55,772	55,831	56,462	56,486	56,571	56,636	56,448	56,087	55,570	55,036	55,206	54,498	54,192	55,109	55,323
有効求人倍率（静岡）	1.15	1.29	1.21	1.11	1.07	1.10	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.07	1.07	1.09	1.06	1.06	1.08	1.06	1.09
有効求人倍率（全国）	1.16	1.31	1.29	1.25	1.20	1.26	1.23	1.22	1.22	1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18	1.17

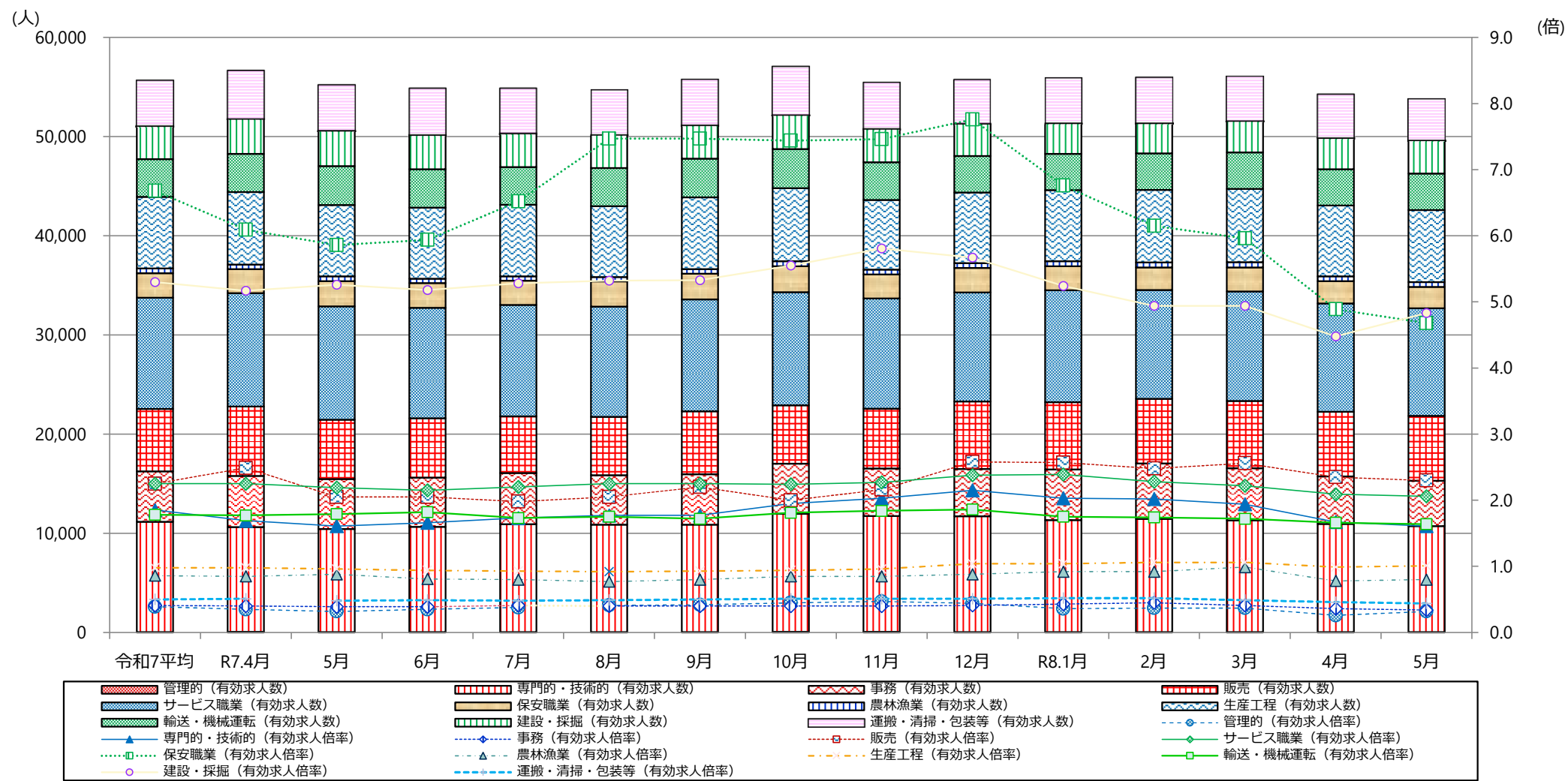
※ 1 月別の数値は季節調整済みの数値である。

※ 2 季節調整については、年に1度季節調整替えを行っている。なお、令和5年12月以前の数値は新季節指数により改定されている。

※ 3 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

職業別有効求人・有効求人倍率の推移

- 4 -



(有効求人倍率)	令和7平均	R7.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月
管理的従事者	0.39	0.35	0.32	0.35	0.38	0.41	0.42	0.45	0.47	0.44	0.36	0.37	0.37	0.26	0.32
専門的・技術的従事者	1.85	1.69	1.61	1.66	1.73	1.77	1.77	1.95	2.03	2.15	2.03	2.02	1.94	1.67	1.61
事務従事者	0.41	0.40	0.39	0.39	0.41	0.40	0.40	0.40	0.40	0.41	0.43	0.45	0.41	0.36	0.34
販売従事者	2.25	2.49	2.05	2.05	1.98	2.05	2.20	2.00	2.16	2.58	2.57	2.48	2.56	2.35	2.30
サービス職業従事者	2.25	2.25	2.19	2.15	2.20	2.25	2.25	2.24	2.27	2.38	2.39	2.28	2.22	2.09	2.06
保安職業従事者	6.68	6.09	5.86	5.94	6.52	7.47	7.47	7.44	7.46	7.76	6.76	6.15	5.96	4.89	4.68
農林漁業従事者	0.86	0.85	0.88	0.81	0.80	0.77	0.80	0.85	0.85	0.88	0.92	0.92	0.99	0.78	0.80
生産工程従事者	0.98	0.98	0.96	0.94	0.93	0.92	0.93	0.94	0.96	1.04	1.04	1.06	1.06	0.99	1.01
輸送・機械運転従事者	1.78	1.77	1.79	1.82	1.73	1.75	1.72	1.81	1.84	1.86	1.75	1.74	1.72	1.66	1.64
建設・採掘従事者	5.30	5.17	5.26	5.18	5.28	5.32	5.33	5.55	5.81	5.67	5.24	4.94	4.94	4.48	4.83
運搬・清掃・包装等従事者	0.50	0.51	0.48	0.49	0.48	0.49	0.50	0.51	0.51	0.51	0.52	0.52	0.49	0.46	0.44

「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」

- 医療・福祉分野（医療、介護、保育の3分野）については、人材不足が深刻であり特に重点的な人材確保の取組が求められている。
- 求人者が民間の人材職業紹介会社に支払う紹介手数料について負担感があり、無料の公的職業紹介機関であるハローワークの機能強化を求める声が強くなっている。
- 令和8年度は、すべてのハローワークの最重点事項として、医療・福祉分野の取組（「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」）を強化。

○プロジェクトの概要

医療・福祉分野の事業所に対し、事業所訪問等によるアウトリーチ支援を強化するとともに、求職者へのマッチング支援をさらに拡充することにより、ハローワークにおける求人充足支援の強化を図る。

1 事業所訪問等による事業所へのアウトリーチ支援

全ハローワークにおいて、事業所訪問により事業所の情報、魅力、課題を収集し、賃金見直しを含めた求人条件緩和指導や雇用管理指導援助、求職者にアピールできる求人票作成のアドバイス等を実施。

2 求職者へのマッチング支援

医療・福祉分野における有資格者、勤務経験者及び興味を持つ者のほか、応募職種が決まっていない求職者も含め医療・福祉分野への就職可能性がある求職者等に対し、求人情報の提供や担当者制による職業相談・職業紹介等を行うとともに、きめ細かなマッチング支援を実施。

3 関係機関、公的な無料職業紹介機関との連携強化

ナースセンター、福祉人材センター、介護労働安定センター、保育士・保育所支援センターとの連携内容を一層強化。



静岡労働局
人材確保対策キャラクター
「ルー」

就職氷河期世代等の支援について

内閣官房就職氷河期世代支援推進室

静岡労働局職業安定部職業安定課

1 就職氷河期世代等の支援について

就職氷河期世代等支援の経緯

- 骨太方針2019：3年間（2020～22年度）の集中支援を行う「**就職氷河期世代支援プログラム**」を創設。
現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の中心層の**正規雇用者を30万人増やす**ことを目指す。
※支援対象：バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期（※1）に就職活動を行ったため、今もなお、**不本意ながら不安定な仕事に就いている、長期にわたり無業の状態**にあるなどの課題に直面している者。
➡気運醸成のため「**就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム**」（議長：大臣（※2））を開催（毎年度）。
 - 骨太方針2022：**2年間（2023～24年度）を「第二ステージ」と位置づけ**。施策の見直しを行い、より効果的な支援に取り組む。
 - 骨太方針2024：就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。
来年度以降、就職氷河期世代への支援は、**中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援**するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。
- ➡第2ステージ終了に当たり、新たに閣僚会議を立ち上げ、基本的な枠組みを決定。
 - 第1回閣僚会議（2025年4月25日）：**「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」**（議長：総理）を設置。
 - 第2回閣僚会議（2025年6月3日）：**支援の方向性をとりまとめた「基本的な枠組み」を決定。**
※枠組みの支援対象：就職氷河期世代について、**その周辺の世代と合わせ**、個々人のニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施。
- 骨太方針2025：「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した基本的な枠組みに基づき、リ・スキリング支援の充実等の**「就労・処遇改善に向けた支援」**、居場所づくり等の**「社会参加に向けた段階的支援」**及び家計改善・資産形成の支援等の**「高齢期を見据えた支援」**の3本柱に沿って、従前からの取組を強化する。
今後、詳細な実態や施策ニーズに関する調査を行うとともに、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」での検討を経て、**2025年度内を目途に、K P Iを含む新たな就職氷河期世代等支援プログラムをとりまとめ**、その当事者、家族、支援関係者等への広報を強化する。

※ 1 概ね1993～2004年。※ 2 共生社会担当大臣兼内閣府特命担当大臣（共生・共助）。

新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組みについて

様々な課題に直面している就職氷河期世代に対して、その周辺の世代と合わせ、個々人の課題やニーズに応じたきめ細かい支援を効果的に実施していくことで、当該世代が抱えている現在と将来の暮らしへの不安を軽減するため、当面3年間程度（2028年度まで）の集中的な支援に取り組む。

1. 就労・処遇改善に向けた支援

- ①相談対応等の伴走支援
ハローワークの専門窓口で、賃金が上昇する 転職・処遇改善に資する訓練情報の提供を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援
- ②リ・スキリングの支援
・非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開
・資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大
・企業を通じたキャリア形成の支援
- ③就労を受け入れる事業者の支援
・トライアル雇用助成金による支援
・特定求職者雇用開発助成金による支援
- ④家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援
・両立支援等助成金による支援
・地域の介護サービス提供体制の確保
- ⑤公務員・教員としての採用拡大
- ⑥業種別の就労支援（農業・建設業・物流業）
- ⑦地方における就業等の支援

（KPI例）
正規雇用労働者率、不本意非正規雇用労働者率等

2. 社会参加に向けた段階的支援

- ①社会とのつながり確保の支援
・ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を支援
・氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援
 - ②職業的自立に向けた支援
地域若者サポートステーションにおける就労に向けた相談支援
 - ③柔軟な就労機会の確保
・認定就労訓練事業（中間的就労※）の積極活用
・氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援
- ※中間的就労
すぐに一般企業で働くことが難しい者が、個々人の能力や適性、状況に応じて支援を受けながら柔軟に働くこと。

（KPI例）
無業者率、困ったときに頼れる人の有無等

3. 高齢期を見据えた支援

- ①家計改善・資産形成の支援
・生活困窮者に対する家計改善支援
・金融経済教育推進機構による、関係省庁等と連携した金融経済教育の提供
- ②希望に応じた高齢期の就業機会の確保
65歳超雇用推進助成金による支援
- ③高齢期の所得保障
・短時間労働者への被用者保険の適用拡大とともに、任意の適用に取り組む事業所を支援
・社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了するために必要な措置を講ずる
- ④住宅確保の支援
・低廉な公営住宅の供給
・高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給
・見守りや福祉サービスへのつながりが提供される居住サポート住宅制度の普及

（KPI例）
老後の生活設計に不安を感じる割合、高齢者の就業率等

3本柱の取組を支える実態調査・広報プロモーション

- ①実態調査
ソーシャルリスニング方式（※）を取り入れた調査等を通じた継続的な当事者のニーズ調査の実施
- ②周知広報
プッシュ型による情報提供の展開、新ポータルサイトの活用と合わせた広報の強化

※SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法

新たな就職氷河期世代等支援プログラムのKPI

最終アウトカム指標

※景気等の外的な要因があることを前提に評価を行う。

1. 就労・処遇改善に向けた支援

- 就職氷河期世代の中心層の正規雇用労働者率
- 就職氷河期世代の中心層の不本意非正規雇用労働者率
- (参考) 出生年代別の実質賃金カーブ

2. 社会参加に向けた段階的支援

- 就職氷河期世代の中心層の無業者率
- 年齢階級別困ったときに頼れる人の有無

3. 高齢期を見据えた支援

- 日常生活での悩みや不安を「感じている」と回答した者の割合及びそのうち老後の生活設計に不安を感じている者の割合
- 高齢者の年齢階級別就業率
- (参考) 住生活に対する満足度

4. 3本柱の取組を支える実態把握及び広報プロモーション

- 支援を必要としている方に必要な情報が届けられるよう、各府省庁等が連携し、実態の把握や周知広報に取り組む。

中間アウトカム指標

※主な関連施策の行政事業レビューシート上に記載のある中長期アウトカム等から選定。

- 求職者支援訓練の訓練修了3か月後の就職率
- 指定講座受講生の就職率
- トライアル雇用終了者の常用雇用への移行率
- 特定求職者雇用開発助成金の支給対象者の継続雇用率(12か月)
- 介護・看護を理由とする離職者数
- 国家公務員中途採用者選考試験(就職氷河期世代)による採用者数

- ひきこもり支援推進事業の実施自治体数
- 認定就労訓練事業の利用実績がある自治体の割合
- 就労訓練事業所を認定する自治体(都道府県・指定都市・中核市)のうち、利用者受入の実績がある認定就労訓練事業所を有する自治体の割合
- 地域就職氷河期世代等支援推進事業による社会参加を実現した者

- 生活設計への意識を持つ割合・取組率の変化
- 企業における高年齢者就業確保措置の実施率
- 高齢期の暮らしを支える住宅の数

関連施策

① 相談対応等の伴走支援

- ・ハローワークの専門窓口で、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する訓練情報の提供を含む相談、紹介、就職、定着までの一貫した伴走支援

② リ・スキリングの支援

- ・非正規雇用労働者等を対象とするオンライン訓練の全国展開
- ・資格やスキル標準と結びつく教育訓練給付金指定講座の拡大
- ・企業を通じたキャリア形成の支援

③ 就労を受け入れる事業者の支援

- ・トライアル雇用助成金による支援 ・特定求職者雇用開発助成金による支援

④ 家族介護に直面する者の介護離職防止に向けた支援

- ・両立支援等助成金による支援 ・地域の介護サービス提供体制の確保

⑤ 公務員・教員としての採用拡大

⑥ 業種別の就労支援(農業・建設業・物流業)

⑦ 地方における就業等の支援

① 社会とのつながり確保の支援

- ・ひきこもり支援の広域連携等を推進し、相談支援を行う自治体を支援
- ・氷河期等交付金における、居場所づくりに取り組む自治体支援

② 職業的自立に向けた支援

- ・地域若者サポートステーションにおける就労に向けた相談支援

③ 柔軟な就労機会の確保

- ・認定就労訓練事業(中間的就労)の積極活用
- ・氷河期等交付金における、中間的就労の機会創出に取り組む自治体支援

① 家計改善・資産形成の支援

- ・生活困窮者に対する家計改善支援
- ・金融経済教育推進機構による、関係省庁等と連携した金融経済教育の提供

② 希望に応じた高齢期の就業機会の確保

- ・65歳超雇用推進助成金による支援

③ 高齢期の所得保障

④ 住宅確保の支援

- ・低廉な公営住宅の供給
- ・高齢者が着実に入居できるセーフティネット登録住宅の供給
- ・見守りや福祉サービスへのつながりが提供される居住サポート住宅制度の普及

これまでの取組及び就業等の実態

①正社員化支援

・相談体制の整備	ハローワークにおける専門窓口の設置	正社員就職	630,778人 (2020.4～2025.9) ※1,2
・非正規雇用の正規化	非正規雇用労働者を正社員転換した企業への助成 就労やり・スキリング等の支援を行う自治体の支援	正社員転換	161,643人 (2020.4～2025.9) ※1,3
・公務員としての採用	国・自治体における採用	正規雇用者数	15,647人 (2020.4～2024.3) ※1,3
		国家公務員	6,006人 ※4
		地方公務員	18,601人 (2020.4～2025.3)

②社会参加支援

・ひきこもり支援	自治体に窓口を設置し、NPOを通じた相談支援や居場所づくりを実施	実施自治体	81 → 340 (2020～2025) ※5,6
・就労のための準備支援	相談や居場所づくり、職業体験や就労体験等を行う自治体の支援	社会参加者数	25,710人 (2020.4～2025.3) ※1,3
	就労に困難を抱える者に対し、職業的自立に向けた就労支援を実施	利用件数	2,397,340件 (2020.4～2025.3) ※1,6

実績（就職氷河期世代の中心層の就業等の動向）※7

	2019年平均	(参考) 2023年平均	2024年平均	増減（'19→'24）
正規雇用労働者	923万人	931万人	934万人	+11万人
役員	52万人	65万人	72万人	+20万人
自営等	101万人	105万人	106万人	+5万人
不本意非正規雇用労働者	46万人	37万人	35万人	-11万人
非労働力人口	210万人	180万人	174万人	-36万人
うち無業者	41万人	43万人	44万人	+3万人

(参考)※8・正規雇用比率 31～40歳：66.8%、41～50歳：**71.2%**、51～60歳：75.9%（2024年）

(出典)総務省「労働力調査」より作成。

・不本意非正規比率 31～40歳：14.3%、41～50歳：**10.8%**、51～60歳：11.5%（2024年）

・無業者比率 31～40歳：2.7%、41～50歳：**2.5%**、51～60歳：3.7%（2024年）

※1 延べ人数。 ※2 2020～2022年時点で35～54歳、2023年時点で35～55歳、2024年時点で35～56歳、2025年時点で35～59歳の者を対象（2025年9月現在）。

※3 概ね39歳～54歳（2025年4月現在）。 ※4 就職氷河期世代を対象とした試験及び既存の経験者採用等のうち特定年齢の採用者の合計。

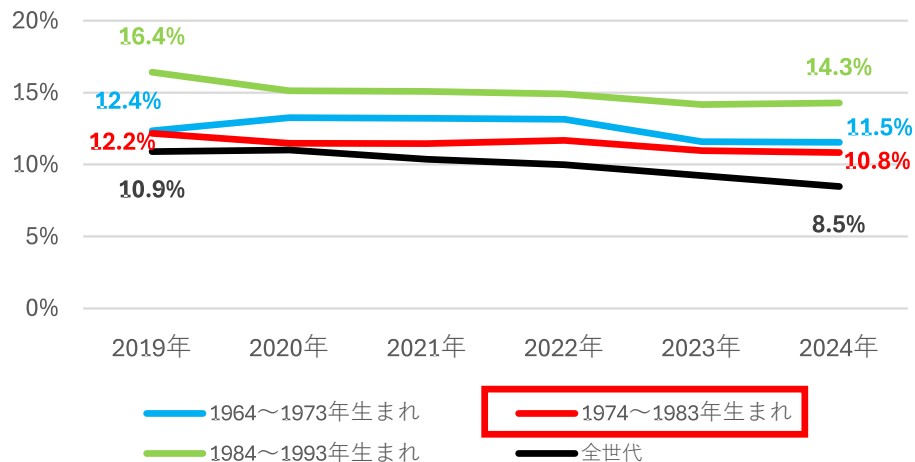
※5 ひきこもり支援推進事業実施自治体数（都道府県・指定都市を除く）。 ※6 就職氷河期世代以外の実績を含む。 ※7 2019年時点で36～45歳、2024年時点で41～50歳の者を対象。

※8 正規雇用比率は、役員を除く雇用者に占める正規の職員・従業員の割合。 不本意非正規比率は、非正規の職員・従業員のうち、現職の雇用形態について「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した割合。 無業者比率は、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者（その世代の人口を分母として算出）。

① 就労・処遇改善に向けた支援 ② 社会参加に向けた段階的支援

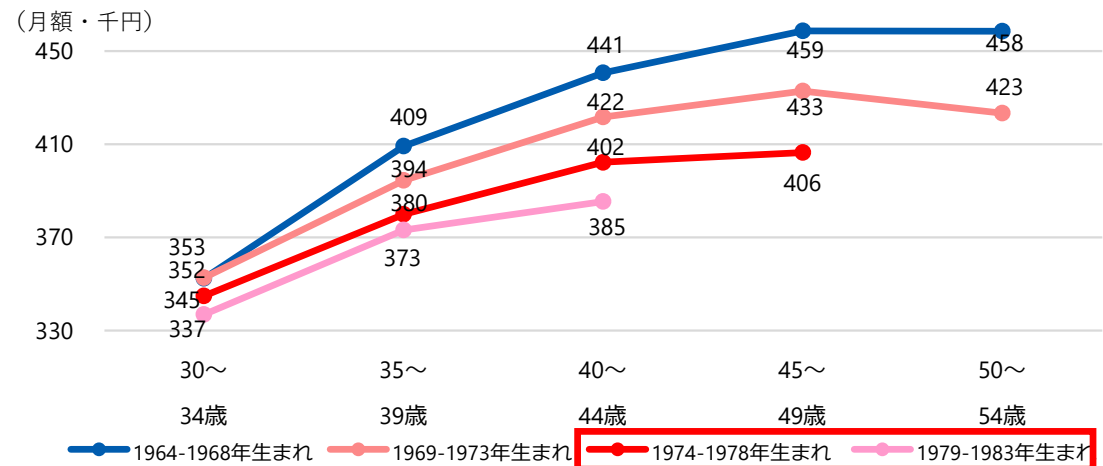
不本意非正規雇用労働者の推移

→氷河期世代の不本意非正規の割合は低下傾向にあるが、全世代の平均と比べ依然として高い。



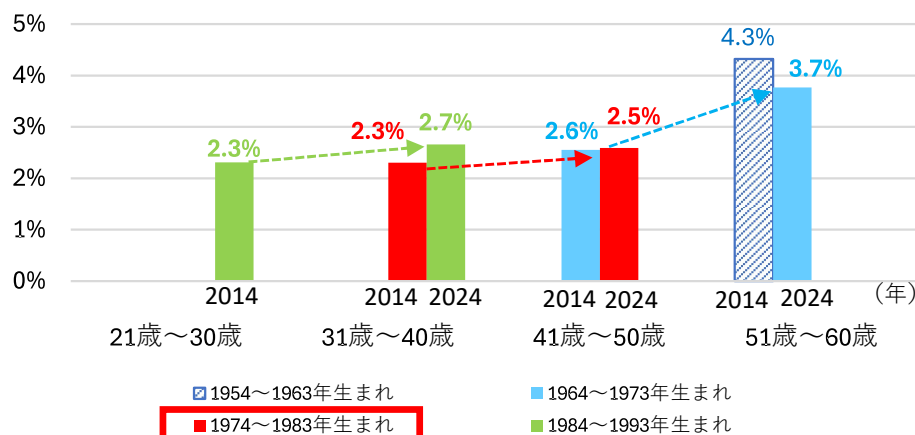
出生年代別の実質賃金カーブ（男性・実質賃金額）

→氷河期世代の賃金カーブは、それ以前の世代に比べ増加が緩やか。



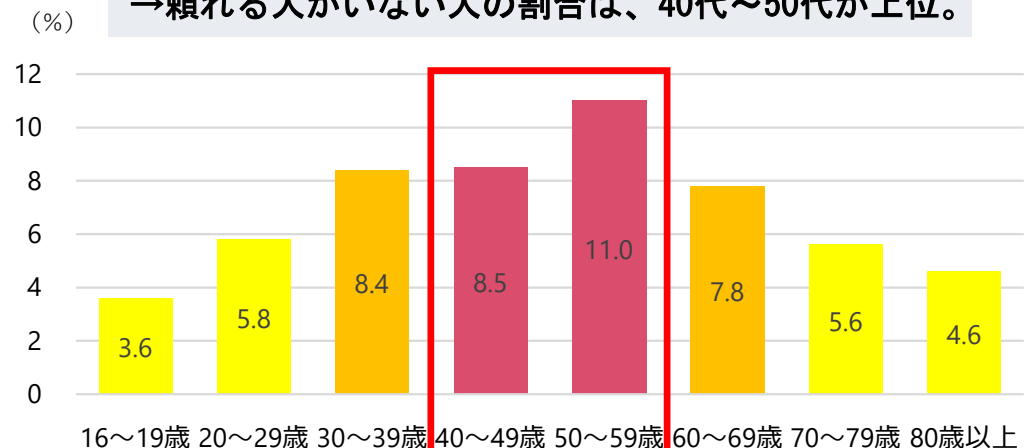
無業者の推移

→氷河期世代の無業者割合は、10年前の同世代に比べ微増。



頼れる人がいない人の割合（2024年調査）

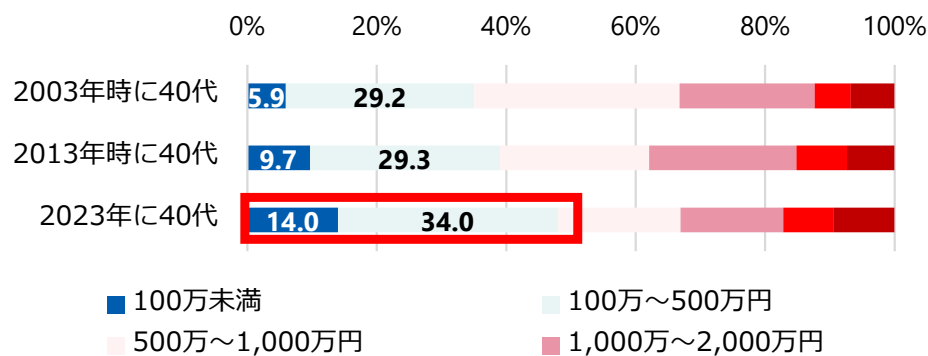
→頼れる人がいない人の割合は、40代～50代が上位。



③ 高齢期を見据えた支援

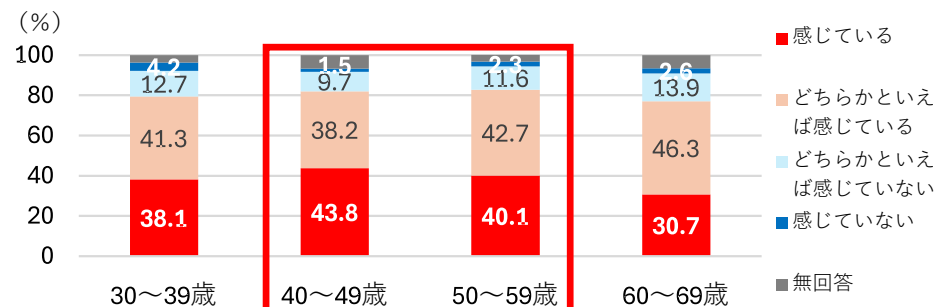
金融資産保有額

→氷河期世代は金融資産が少ない人の割合が過去の同世代に比べて高い。



日常生活での悩みや不安 (2024年8月調査)

→40～50代は悩みや不安を抱える割合が高い。



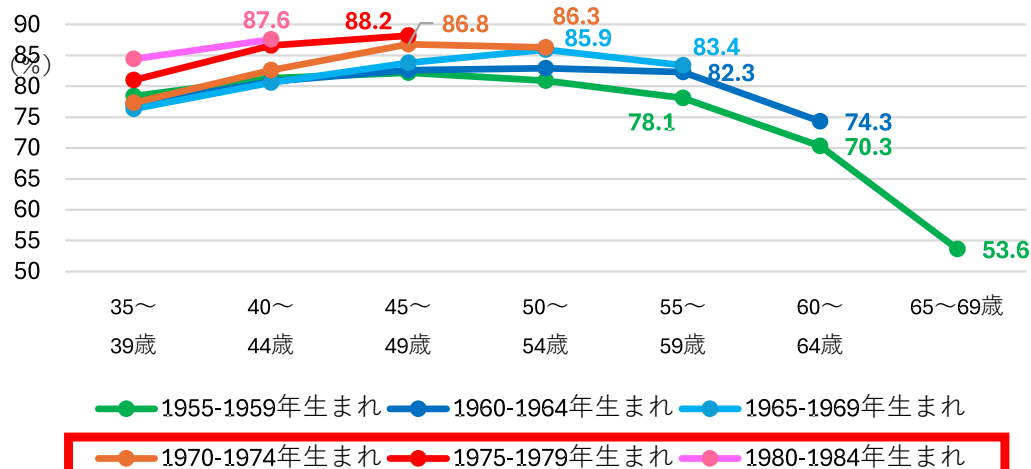
【日常生活での悩みや不安の具体的内容】 (%)

	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
老後の生活設計について	55.3	65.3	76.5	76.9
今後の収入や資産の見通しについて	78.0	68.9	69.6	57.6

※「感じている」「どちらかといえば感じている」と回答した者を対象
※複数回答

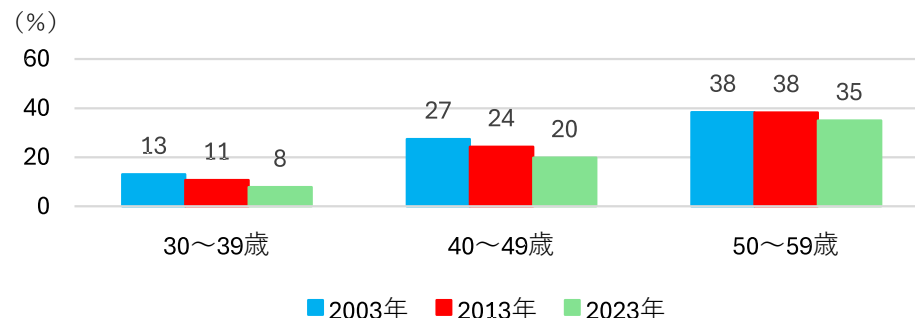
年齢階級別就業率の推移

→高齢期を迎えても働き続けられる環境整備が課題。



単身世帯の持家率

→40～50代の単身世帯の持家率は20年前から徐々に低下。高齢期の住宅確保が課題となる可能性。



※単身高齢者 2020年：738万人→2050年：1,084万人

(備考)
・左上図は金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」を基に作成。金融資産を保有する二人以上の世帯。無回答を除くベースで割合を算出。
・右上図は内閣府「国民生活に関する世論調査(令和6年8月調査)」より作成。
・左下図は総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
・右下図は総務省「住宅・土地統計調査」より作成。単身高齢者世帯数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(2024年推計)を使用。

2 就職氷河期世代等支援の取組状況について

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

2025年11月25日時点

		これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（概算要求内容等）
1. 就労・処遇改善に向けた支援				
①	相談対応等の 伴走支援	・ハローワークに専門窓口を設置し、相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援を実施（19年度～）	・ハローワークに専門窓口を設置し、相談・紹介から、就職、定着までの一貫した伴走支援を実施【20億円（継続）】	・ハローワークのデータを活用し、年齢や性別を踏まえた、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報提供を専門窓口で行う取組の開始を検討【22億円（継続、内数）】
② リ・スキリングの支援	1) 受講環境の整備	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の試行実施（24年度～）	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の試行実施【3.1億円（継続、内数）】	・非正規雇用労働者等が働きながら受講しやすいオンラインでの職業訓練の全国化を検討【10.4億円（拡充、内数）】
		・生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できる「求職者支援制度」について、受講しやすくなるよう訓練期間や時間の要件緩和（24年度～）	・求職者支援訓練の実施【129.1億円（継続、内数）】	・求職者支援訓練の実施【125.5億円（継続、内数）】
		・従業員向けに職業訓練を行う事業主への助成（人材開発支援助成金、17年度～）	・人材開発支援助成金について、正規転換を目的とするOFF-JTとOJTの組み合わせ訓練を行った場合の助成率を拡充（70%→75%）【545億円（継続、内数）】	・引き続き正規転換を目的とした訓練について高率助成を実施【539億円（継続、内数）】
		・指定講座を受講・修了した際に費用の一部を助成する「教育訓練給付金」について、給付率引上げ（専門実践：70%→80%等）（24年10月～）	・教育訓練給付金【460億円（継続、内数）】 ・雇用保険被保険者に対し、教育訓練休業中に賃金の一部を支給する制度を創設（10月～）【78億円（新規、内数）】 ・雇用保険被保険者以外の者に対し、教育訓練費用と訓練期間中の生活費用を融資する制度を創設（10月～）【0.8億円（新規、内数）】	・教育訓練給付金【476億円（継続、内数）】 ・教育訓練休業給付金【156億円（継続、内数）】 ・リ・スキリング等教育訓練支援融資事業【8.8億円（継続、内数）】
		・氷河期等交付金において、自治体のリ・スキリング事業を支援（実施自治体数：25年度 114（暫定））（20年度～）	・社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金【24.0億円（補正）（新規）】	・地域就職氷河期世代等支援加速化交付金（仮称）【10.0億円（新規）】
		・氷河期等交付金において、リ・スキリング事業の補助率を引上げ（3/4→4/5）（24年12月～）		・氷河期等交付金について、リ・スキリングと合わせて他の一定の事業を実施する自治体に対する支援を強化し、無償のリ・スキリング機会を拡充することを検討（補助率の引上げ）【同上】

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度取組	2026年度取組（概算要求内容等）
② リ・スキ リング の支 援	2) メニューの充実 ・教育訓練給付金の対象となり得る、文部科学大臣・経済産業大臣が認定する 大学等のプログラム、デジタル人材育成に関する講座を拡大 （20年度～）	・教育訓練給付金指定講座の修了者等について賃金上昇等の状況を検証する仕組みを検討した上で、指定講座の見直しを含め、必要な検討を行う【6.3億円（継続、内数）】 ・AIを含むデジタルスキルに関する認定講座を拡大	・同左【4.7億円（継続、内数）】 ・資格やスキル標準と結びつく指定講座の拡大を検討 ＞大学・専門学校において、就職氷河期世代等に対し、企業が受講者の処遇改善にコミットした講座や資格取得など処遇改善につながる講座を、働きながら受講しやすい週末・夜間等を含めて拡充【大学：23億円（内数）（新規）】【専門学校：4.4億円（新規）】 ＞AIを含むデジタルスキルに関する認定講座を拡大
	3) キャリア形成の支援 ・キャリア形成・リスキリング支援センター等を全国に設置し、 キャリア形成に関する無償の相談機会を提供 （20年度～）	・セカンドキャリアに向けたキャリアプランの構築を支援する中高年齢層向け「経験交流・キャリアプラン塾」を開催【41.5億円（新規、内数）】	・「経験交流・キャリアプラン塾」において、新たに、企業を通じたキャリアプランの構築支援を行うことを検討【42.2億円（拡充、内数）】
③ 就労を 受け入れる 事業者の支援	・就職困難者を 試行雇用する事業主への助成 （トライアル雇用助成金、20年度～）	・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【3.1億円（継続、内数）】	・ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の拡充 を検討（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用を推進）【2.8億円（継続、内数）】
	・就職困難者を 新規に正規雇用労働者として雇用する事業主への助成 （特定求職者雇用開発助成金、20年度～）	・特定求職者雇用開発助成金（中高年齢安定雇用支援コース（旧就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）含む））【28億円（継続）】	・ 特定求職者雇用開発助成金の拡充 を検討（「認定就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）利用者の試行雇用からの無期雇用化を推進（※）） ＞中高年齢安定雇用支援コース（旧就職氷河期世代安定雇用実現コース（経過措置）含む）【29億円（継続）】 ＞生活保護受給者等雇用開発コース（※）【0.4億円（新規、内数）】
	・ 非正規雇用労働者を正社員転換した事業主への助成 （キャリアアップ助成金、13年度～）	・キャリアアップ助成金【613.2億円（継続、内数）】	・キャリアアップ助成金【524.4億円（継続、内数）】

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度取組	2026年度取組（概算要求内容等）
④ 家族介護に 直面する者の 介護離職防止 に向けた 支援	・育児・介護休業法に基づく仕事と介護の両立支援（95年度～）	・両立支援に関する情報の個別周知、利用意向の確認等を事業主に義務づけ【3.3億円（継続、内数）】	・育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着に向けた支援等を実施【3.4億円（継続、内数）】
	・両立支援制度を利用しやすい環境を整備する中小企業に対し助成金を支給（両立支援等助成金、16年度～）	・両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）について、介護による短時間勤務を行う者の業務代替者も助成対象に追加【11.9億円（継続、内数）】	・両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の更なる拡充を検討（新たに有給の介護休暇を対象とする等）【18.2億円（継続、内数）】
	・第9期介護保険事業（支援）計画に基づく、必要な介護サービスの確保及び家族介護者への相談支援体制の整備（24年度～26年度）	・地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実、家族介護者への相談支援体制の整備（継続）【1,800億円（継続、内数）】	・地域のサービス提供体制の確保に向けた取組の充実（継続）、家族介護者への相談支援体制の整備（拡充）【1,908億円（拡充、内数）】
⑤ 公務員・ 教員とし ての採用 拡大	1) 国家公務員	・「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」及び経験者採用等による就職氷河期世代の採用（約6,000名、20～24年度）	・「国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）」の実施【0.1億円（新規）】 ・試験・選考区分によらず、能力・実績に応じて速やかに昇任・昇格しやすくする仕組みを検討
	2) 地方公務員	・各自治体に対し積極的な採用を要請（19年度～） ・就職氷河期世代の採用（約18,600名、20～24年度）	・引き続き、各自治体に対し、国の取組を踏まえ、積極的な採用を要請予定
	3) 教員	・就職氷河期世代を含めた中途採用に関し、一部試験免除や加点措置による取組の拡充を要請	・引き続き、取組の拡充を養成
		・免許保有者の教職就業のための研修教材の作成・提供（23年3月～）	・同左【14億円（継続、内数）】
		・現職以外の教員免許保有者向け研修等を実施（23年度～）	・同左【2億円（新規、内数）】

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（概算要求内容等）
⑥ 業種別の 就労支援 （農業、建設 業、物流業）	・就農希望者に対し、 <u>農業大学校等における研修を実施、農業法人等を通じた研修</u> を支援（22年度～）	・就農希望者に対し、農業大学校等における社会人向け講座の拡充【107億円（継続、内数）】	・同左【177億円（継続、内数）】
	・ <u>農業法人等の雇用環境整備</u> の支援を開始（24年12月～）	・農業法人等への就農希望者が利用可能なトライアル雇用のマッチング支援を開始【30億円（新規、内数）】 ・農業法人等に就農希望者が安心して就業できるよう、就業規則策定に関する社会保険労務士への相談等の支援を強化【13億円（補正）（継続、内数）】	・同左【45億円（継続、内数）】 ・同左【45億円（継続、内数）】
	・建設業：ハローワークにおいて、業界団体と連携したセミナー、事業所見学会、就職面接会等を実施（18年度～） ・物流業：大型免許取得費用等の支援（23年度～）		・建設業・物流業の現場における働き方について知識・経験がない、就職氷河期世代を含む未就業者に対し、更なる入職支援、魅力発信、企業情報の発信等を実施（26年度中に調査・検討）【建設業：6.6億円（新規、内数）、物流業：5.27億円（継続・拡充、内数）】
⑦ 地方における 就業等の支援	・「 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金</u> 」(25年度～)を通じて、 <u>地方での移住・起業・就業等を支援</u>	・就職氷河期世代の地方への移住や就労の拡大について、 <u>自治体に推奨メニューとして通知を发出</u> （25年度～） ＞移住支援交付金の対象業種として、従来の中小企業に加え、新たに <u>農林水産業</u> を位置づけ、また自治体が <u>医療・福祉職等</u> を位置づけることを可能に ＞ <u>地域企業が初めて副業・兼業人材を活用するために必要となる経費を補助</u> する制度を新設	・新しい地方経済・生活環境創生交付金【2,373.7億円（継続、内数）】

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（概算要求内容等）
2. 社会参加に向けた段階的支援			
① 社会との つながり確保 の支援	・ひきこもり支援として、 <u>NPO等を通じた相談対応や居場所づくりに取り組む自治体を支援</u> （20年度：81 → 24年度：303）	・都道府県による管内自治体の巡回指導により、 <u>ひきこもり支援に取り組む自治体を拡大</u> （24年度：303 → 25年度：340）【16億円（拡充）】	・単独での実施が困難な小規模自治体において、 <u>近隣自治体との広域連携等を通じて、ひきこもり相談支援に取り組む自治体を更に拡大することを検討</u> 【18億円（拡充）】
	・様々な課題を抱える <u>女性に寄り添い、意欲と希望に応じて、就労までつなげていく取組など、関係団体と連携し、地域の実情に応じて取り組む自治体を支援</u> 。（19年度～）	・同左	・氷河期等交付金において、当事者同士の交流の場の設定、支援団体の活動の後押しなど、地域の実情に応じた事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討【10.0億円（新規）、再掲】
			・地域女性活躍推進交付金【8.8億円（継続・内数）】
② 就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援	・「 <u>地域若者サポートステーション</u> 」（サボステ）を設置し、 <u>職業的自立に向けた支援を実施</u> （179か所、06年度～）	・サボステにおいて、地域の医療機関や福祉機関等と連携し、 <u>公認心理師等の専門家による心理的相談を行うネットワーク構築に係るモデル事業を実施</u> （57か所）。同事業で収集した事例の効果検証を行い、優良事例を全国へ横展開【51.3億円（継続・内数）】	・サボステにおいて、孤独・孤立対策の観点も踏まえ、地域のボランティア活動などの機会を活用した対人スキルの獲得支援を強化【54.0億円（拡充、内数）】
③ 柔軟な 就労機会の 確保の支援	生活困窮者自立支援法に基づく「 <u>認定就労訓練事業</u> 」（いわゆる「 <u>中間的就労</u> 」）の <u>実施</u> （15年度～）（受入実績：691人（23年度））	・認定就労訓練事業のあっせんを行う自立相談支援機関における、就職氷河期世代も含めた生活困窮者に対する相談支援の強化を行うことを検討	・自治体の自立相談支援機関の <u>支援員等による「認定就労訓練事業」の活用助奨の徹底</u> （自治体への通知や支援員等への研修実施等により管内の認定就労訓練事業所に関する情報を自治体や自立相談支援機関と共有）【844億円の内数（新規・継続・拡充）】 ・「認定就労訓練事業」の利用者を対象とするトライアル雇用助成金や特定求職者雇用開発助成金の拡充を検討 > トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）【2.8億円（継続、内数）】 > 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）【0.4億円（新規、内数）】
			・氷河期等交付金において、中間的就労の機会を創出する事業に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討【10.0億円（新規）、再掲】

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度取組	2026年度取組（概算要求内容等）
3. 高齢期を見据えた支援			
① 家計改善・ 資産形成の 支援	・生活困窮者に対して、本人の状況に応じた家計の状況の見える化等の支援を実施（家計改善支援事業、実施自治体数 19年度：494 → 24年度：774）	・家計改善支援事業の補助率を引上げ（1/2 → 2/3）【762億円の内数（継続）】	・家計改善支援事業の全国実施に向け、国からの専門スタッフの派遣を通じた自治体へのノウハウの提供、質の高い支援に取り組む自治体への支援を検討【844億円の内数（継続）】
	・金融経済教育推進機構（J-FLEC）の立上げ（24年4月～） ・セミナー・イベントの実施目標：1万回・75万人／年（実施状況：約3,700回・22万人（24年4月～12月））	・就職氷河期世代を含む中高年層への取組を強化【1.5億円（継続）】 ＞企業への講師派遣：地方を含め、中小企業等へのアプローチを強化。非正規を含め、従業員の参加を拡大 ＞個人を対象とするセミナー等：自治体・支援団体との連携を強化、参加募集のルートを拡大 ＞内容：リタイア後を見据えたライフプランニングに重点を置く	・同左【1.8億円（継続、内数）】
			・氷河期等交付金において、家計改善や資産形成に向けた金融教育に取り組む自治体に対する支援を、新たにメニュー化することを検討【10.0億円（新規）、再掲】
② 希望に応じた 就業機会 の確保	・65歳までの雇用確保措置や70歳までの就業確保措置の推進（高年齢者雇用安定法）	・65歳までの雇用確保措置の全面施行【-（新規）】	・同左【-（継続）】
	・65歳以上への定年引上げ等に取り組む事業主への助成（65歳超雇用推進助成金、16年10月～）	・65歳超雇用推進助成金【23億円（継続）】	・希望に応じた70歳までの就業確保を行う場合について、65歳超雇用推進助成金の拡充を検討【24億円（継続・拡充）】

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（概算要求内容等）
③ 高齢期の 所得保障	・ 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大（51人以上の企業等を対象、24年10月～）	・ 令和7年年金制度改正法の成立	①令和7年年金制度改正法に基づく短時間労働者への被用者保険の更なる適用拡大 ②適用拡大前においても、任意の適用に取り組む事業所支援を実施（同法に基づく保険料調整制度の施行等） ①及び②の周知広報及び相談支援【6.6億円（拡充、内数）】 ③令和7年年金制度改正法に基づき、社会経済情勢を見極め、次期財政検証において基礎年金水準の低下が見込まれる場合には、 基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了 するために必要な措置を講ずる
④ 住宅確保 の支援	・ 高齢者等を受け入れる セーフティネット登録住宅 （※1）の拡大（20年度末：約39万戸→24年度末：約94万戸）		
	・ 住宅セーフティネット法の改正 （24年度）	・ 改正住宅セーフティネット法を施行 し、住宅と福祉の連携等を展開・拡充（10月～） ＞「セーフティネット登録住宅」の更なる普及 ＞「 居住サポート住宅 」（※2）認定制度の創設・普及（※3） 【160.87億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金（継続、内数）】	・ 同左【183.05億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金（継続、内数）】
	・ 自治体（公営住宅）、大家（セーフティネット登録住宅の一部（※4））に対し、 家賃低廉化支援 を実施（17年度～）	・ 家賃低廉化支援の対象として、新たに 居住サポート住宅を追加 （10月～）【120.29億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金等（継続、内数）】	・ 同左【134.47億円（継続、内数）】【社会資本整備総合交付金等（継続、内数）】
			・ 自立相談支援機関等と連携して 就労支援も行う居住支援法人 （※5）の取組を促進することを検討【12.98億円（継続、内数）】

※1 住宅確保要配慮者（住宅の確保が難しい者）の入居を拒まない賃貸住宅

※2 高齢者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせるように、見守りや福祉サービスへのつながりが提供される賃貸住宅

※3 改修費や家賃低廉化等の補助（セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅）、居住支援法人等による入居支援（居住サポート住宅）等を実施

※4 セーフティネット登録住宅のうち、住宅確保要配慮者のみが居住する専用住宅

※5 住宅確保要配慮者に対して、住まい探しや入居後の生活支援を行う団体

各府省庁のこれまでの取組及び今後の取組方針について

	これまでの主要な取組	2025年度の取組	2026年度の取組（概算要求内容等）	
3 本柱の取組を支える実態調査・支援策の広報プロモーション				
①	属性を細分化した詳細な実態調査	・独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）における就職氷河期世代20名に対する属性別のインタビュー調査（24年1月）	・性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に、支援ニーズ等のインタビュー調査（対象80名程度）を実施【0.3億円（新規、内数）】 【3.9億円（継続、内数）】	
		・就職氷河期世代8,400名に対する支援ニーズ等のインターネット調査（23年8月）	・左記インターネット調査について、性別、有業/無業、雇用形態等の属性別に詳細な分析を行う追加調査を実施【0.3億円（新規、内数）、再掲】	
				・ソーシャルリスニング方式（SNS等で発信されている意見を収集、分析し、ニーズや課題感のトレンドを把握する方法）による支援ニーズ等の継続調査を検討【3.0億円（新規、内数）】
②	ブッシュ型広報を含めた広報プロモーション	・厚生労働省HP上に特設ウェブサイトを開設（20年10月～）		・支援ニーズに沿って各種施策を分かりやすい形で紹介する新たなポータルサイトを創設することを検討【3.0億円（新規、内数）、再掲】
		・インターネット広告やラジオCM等の政府広報（20年10月～）	・就職氷河期世代本人に行き届く広報、就職氷河期等の支援の必要性について理解を深める政府広報を強化	
		・SNS広告等を活用した広報（20年10月～）		
			・ハローワークにおけるブッシュ型の情報提供の試行実施【20億円（継続）】	・ハローワーク及び自治体におけるブッシュ型の情報提供の本格実施を検討【22億円（継続、内数）】 【10.0億円（新規、内数）、再掲】
				・就職氷河期世代等の支援策全般に係るブッシュ型広報の導入の検討（就職氷河期世代本人や家族、支援関係者など、対象ごとに効果的な手法を検討）
		・氷河期等交付金において、自治体の周知啓発活動を支援（実施自治体数：25年度 56（暫定））		・氷河期等交付金において、就職氷河期世代等の支援事業に関する自治体の周知啓発活動に対する支援を強化することを検討【10.0億円（新規）、再掲】

国家公務員中途採用の取組について

- 令和2年度から開始した国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）では、令和6年度までの5年間で750名以上という採用目標を上回る、823名を採用。
- 加えて、既存の経験者採用等の取組により、5年間で5,183名の就職氷河期世代の方々を採用。
- これらの取組を通じて、令和2年度から令和6年度までに6,006名の就職氷河期世代の方々を国家公務員として採用。

	中途採用者選考試験 （就職氷河期世代）	既存の 経験者採用等		中途採用者選考試験 （就職氷河期世代）	既存の 経験者採用等
会計検査院	5（+0）名	17（+7）名	外務省	31（+1）名	156（+29）名
人事院	6（+1）名	14（+5）名	財務省	115（+25）名	373（+93）名
内閣府	15（+3）名	56（+10）名	文部科学省	5（+1）名	31（+7）名
デジタル庁	2（+0）名	23（+21）名	厚生労働省	140（+16）名	1,098（+309）名
公正取引委員会	8（+3）名	19（+1）名	農林水産省	21（+3）名	545（+115）名
警察庁	9（+1）名	21（+8）名	経済産業省	10（+2）名	78（+22）名
金融庁	8（+1）名	7（+2）名	国土交通省	213（+40）名	999（+228）名
消費者庁	9（+2）名	5（+0）名	環境省	5（+0）名	87（+16）名
総務省	9（+1）名	78（+37）名	防衛省	6（+1）名	594（+150）名
法務省	206（+43）名	982（+216）名	府省計	823（+144）名	5,183（+1,276）名

（注）

- 中途採用者選考試験（就職氷河期世代）については、令和6年4月1日時点で38歳～57歳の年齢階層を対象した試験であり、令和2～6年度に受験し、採用となった者の人数をそれぞれの翌年度に集計したもの。
- 既存の経験者採用等については、令和2～6年度に一般職試験（社会人試験（係員級））、経験者採用試験、選考採用（地方公務員等からの選考等を除く）、各種専門職試験を受験し、採用となった者のうち、採用時点で35～49歳に該当する者の人数をそれぞれの翌年度に集計したもの。

地方公務員における中途採用の取組について

令和2年度～令和6年度に実施した中途採用試験での就職氷河期世代の採用者数：**18,601名**

- ・ 就職氷河期世代に限定した中途採用試験の採用実績
令和2年度～令和6年度に実施した同試験からの採用実績：**2,729名**を採用
- ・ 就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験の採用実績
令和2年度～令和6年度に実施した同試験からの採用実績：48,839名を採用、うち就職氷河期世代は**15,872名**

就職氷河期世代に限定した中途採用試験の採用実績（R2～R6年度）

集中取組期間 (R2～R4年度)	都道府県 601名	政令市 293名	市区町村 821名	合計 1,715名	R2～R6 合計 2,729名
第二ステージ (R5・R6年度)	都道府県 429名	政令市 237名	市区町村 348名	合計 1,014名	

就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験の採用実績（R2～R6年度）

集中取組期間 (R2～R4年度)	都道府県 2,182名 (5,098名)	政令市 1,080名 (2,441名)	市区町村 5,536名 (16,954名)	合計 8,798名 (24,493名)	R2～R6 合計 15,872名 (48,839名)
第二ステージ (R5・R6年度)	都道府県 1,562名 (4,154名)	政令市 841名 (2,239名)	市区町村 4,671名 (17,953名)	合計 7,074名 (24,346名)	

(注)括弧書きは、就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験により採用された全採用者数率

※「就職氷河期世代に限定した中途採用試験」は、首長部局における、令和6年4月1日時点の年齢が大卒程度で概ね42歳以上53歳以下、高卒程度で概ね38歳以上49歳以下の者を対象として就職氷河期世代の支援を目的とすることを明示の上、実施する職員採用試験。

「就職氷河期世代が受験可能な中途採用試験」は、首長部局における、上記に該当する採用試験及び「主に新規学卒者を対象とした採用試験」を除く採用試験で、令和6年4月1日時点の年齢が38歳以上53歳以下の者の一部又は全部が受験可能な職員採用試験。

令和 7 年度 しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト KPI及び取組実施結果報告

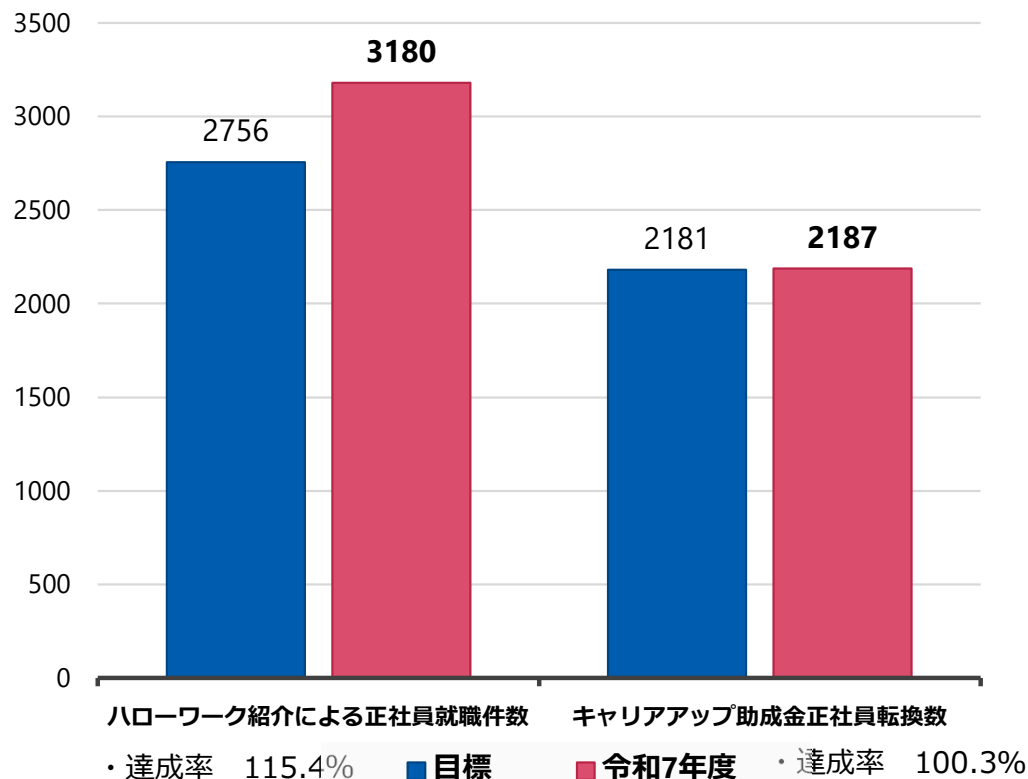
静岡労働局職業安定部職業安定課

(1) 不安定な就労状態にある方

KPI	KPI数値	令和7年度実績
ハローワーク紹介による正社員就職件数（中高年世代）	2,756件	3,180件
キャリアアップ助成金活用による正社員転換数	2,181人	2,187人
中高年世代限定求人数及び歓迎求人数	9,620人	7,549人

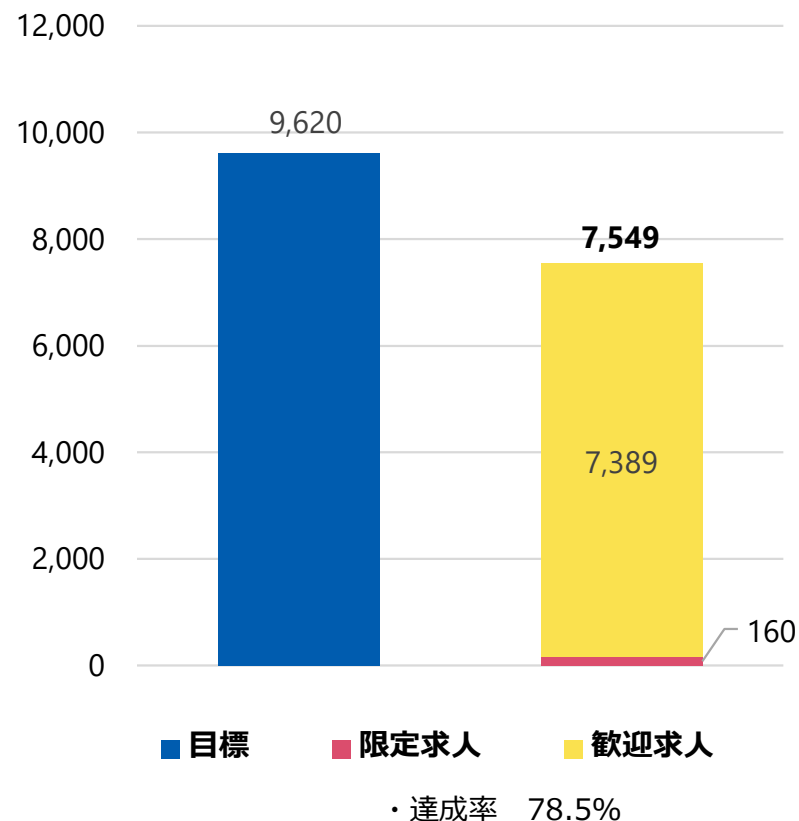
ハローワーク紹介による正社員就職件数（中高年世代）

キャリアアップ助成金活用による正社員転換数



・中高年世代限定求人数及び

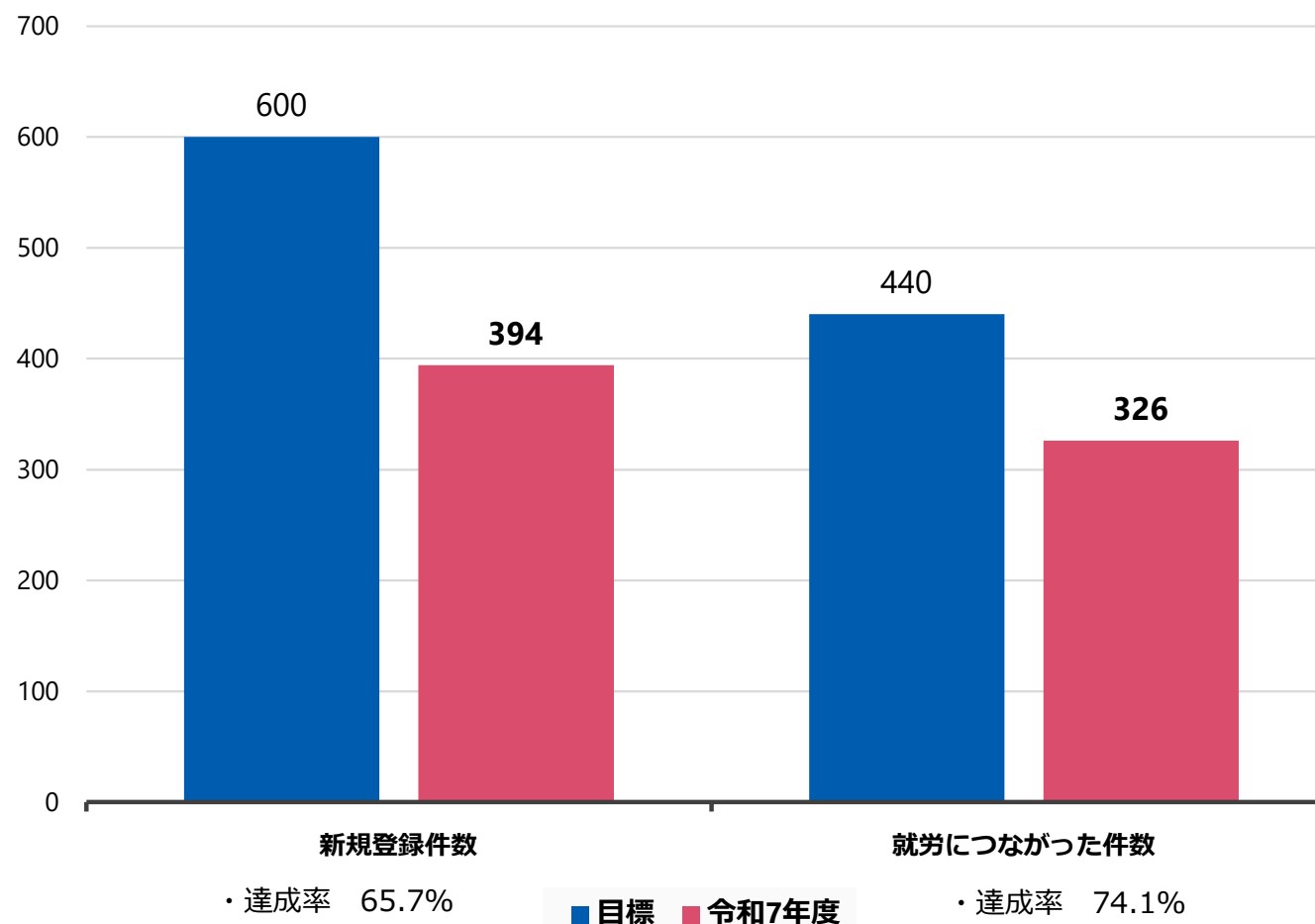
歓迎求人数



(2) 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

KPI	KPI数値	令和7年度実績
サポステへの新規登録件数	600件	394件
サポステの支援により就労につながった件数	440件	326件

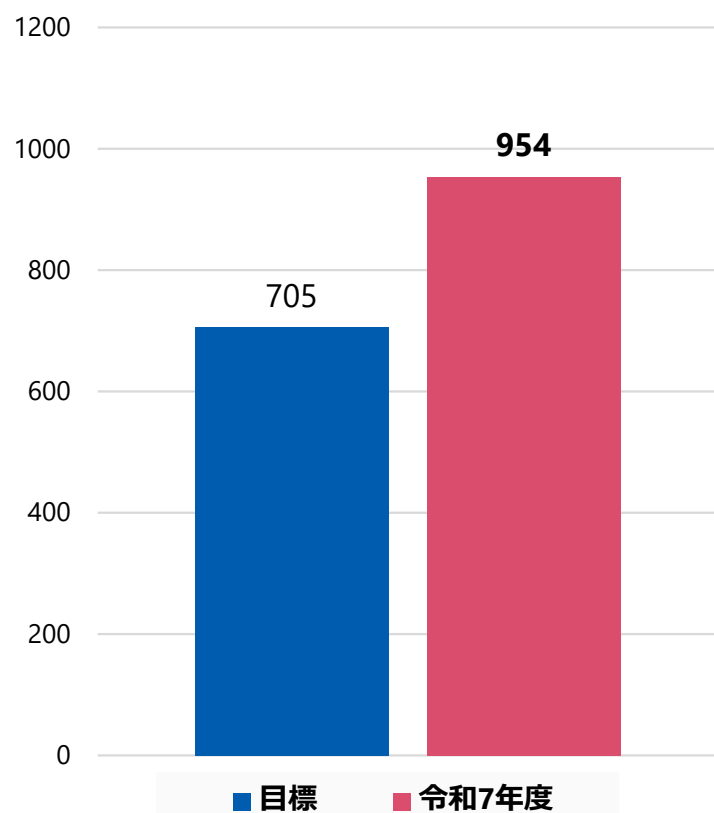
地域若者サポートステーションの取組



(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもりの方等）

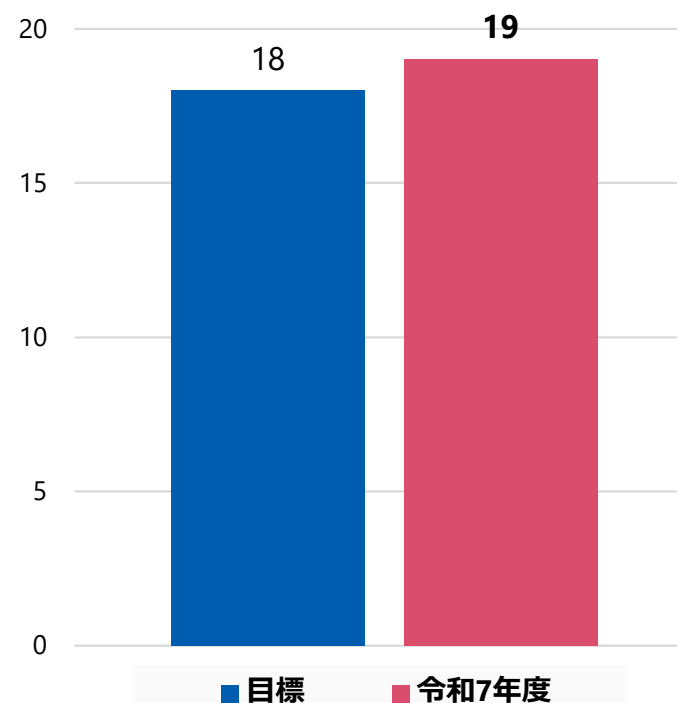
KPI	KPI数値	令和7年度実績
中高年世代のひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	705人	954人
市町のひきこもり相談支援体制整備に係るアドバイザー 派遣回数	18回	19回

・ 中高年世代のひきこもり状態にある人の
「居場所」 利用者数



・ 達成率 135.3%

・ 市町のひきこもり相談支援体制整備に係る
アドバイザー 派遣回数



・ 達成率 105.6%

【参考】取組実績、相談体制の充実について

静岡労働局

ミドル・チャレンジコーナー	セミナー実施回数	21回
	セミナー参加者数	278人
	面接会実施回数	56回
	面接会参加者数	620人

しずおかジョブステーション（産業人材課）	利用者数	7,505人 （うち中高年世代1,845人）
	相談者数	5,388人 （うち中高年世代1,304人）
	進路決定者数	603人 （うち中高年世代182人）
自立相談支援事業（地域福祉課）	新規相談受付件数	7,561件
	支援プラン作成件数	1,792件
	就職者数	310人
生活困窮者等就労準備支援事業（地域福祉課）	就労支援参加者数	9人
	就労訓練受入企業の開拓数	23社
静岡県孤独・孤立対策プラットフォーム （福祉長寿政策課）	シンポジウム実施回数	1回
	ワークショップ実施回数	3回

【参考】取組実績、相談体制の充実について

静岡市、浜松市		
インクルーシブ雇用推進事業（静岡市）	新規開拓企業数	117社
	普及啓発・イベント参加者数（求職者向けスキルアップセミナー、合同説明会）	83人
	研修参加者数（企業向けセミナー、自己分析ワークショップ）	34人
	就職者数	21人
高齢者等支援窓口（NEXTワークしずおか）（静岡市）	出張相談会参加者数（4回）	95人
	仕事説明会参加者数（1回）	58人
	企業・市民向けセミナー参加者数（各1回）	企業向け 25人 市民向け 34人
	高年齢者等の雇用・就業者数	341人
地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業（浜松市）	相談受付件数	379回
	就職者数	11人

【参考】周知広報について

・就職氷河期世代等支援紹介ポータルサイト（内閣府）

本人・家族・企業・支援実施者・メディア等、
さまざまな立場から必要な支援情報を探せる
総合的なポータルサイト。
令和8年4月から運用を開始した。

<https://shushokuhyogakishien-portal.go.jp/>



就職氷河期世代等支援紹介ポータルサイト



必要な支援情報を探せる総合的なポータルサイトはこちら →

・中高年世代活躍応援特設サイト（厚生労働省）

中高年世代の仕事や生活に不安や悩みを抱える方に対し、
役立つ制度や相談窓口、就職支援などをわかりやすく
整理し、活用につながる情報を提供する。
令和7年10月から運用を開始した。

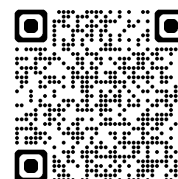
https://www.mhlw.go.jp/shushoku_hyogaki_shien/



・中高年世代活躍応援プロジェクト特設サイト（静岡労働局）

中高年世代を対象としたイベントやセミナー情報、県内の
ハローワーク（ミドル・チャレンジコーナー）やサポステ
等の相談窓口の情報を提供する。

<https://shizuoka-chukonen.mhlw.go.jp/>



令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
(目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名

静岡労働局

(1)不安定な就労状態にある方

【令和7年度実績】

中高年層(ミドルシニア)専門窓口(ミドル・チャレンジコーナー)を県内2ヶ所のハローワークに配置し、担当者制による職業相談、公的職業訓練のあっせん、セミナーの開催、助成金の活用等により、きめ細かい就職支援を実施した。

○ハローワーク紹介による正社員就職件数(就職氷河期世代を含む中高年世代)

・令和7年度目標(KPI):2,756件

実績:3,180件(達成率:115.4%)

○キャリアアップ助成金活用による正社員転換数

・令和7年度目標(KPI):2,181人

実績:2,187人(達成率:100.3%)

○中高年世代限定・歓迎求人数

・令和7年度目標(KPI):9,620人

実績:7,549人(達成率:78.5%)

○ミドル・チャレンジコーナー(ハローワーク静岡、ハローワーク浜松)による取組状況

・セミナー開催数21回、参加人数278人

・面接会開催数56回、参加人数620人

(2)長期にわたり無業の状態にある方

【令和7年度実績】

地域若者サポートステーションの支援対象年齢を令和2年度から49歳までに広げ、県内4ヶ所(東部、静岡、掛川、浜松)のサポステに委託して、各ハローワーク、しずおかジョブステーション等との連携を図りながら、サポステの専門相談員によるカウンセリングやセミナーを実施した。

○サポステへの新規登録者数

・令和7年度目標(KPI):600件

実績:394件(達成率:65.7%)

○サポステの支援により就労につながった件数

・令和7年度目標(KPI):440件

実績:326件(達成率:74.1%)

(4)全支援対象者

【令和7年度の取組】

支援対象者を支える機運の醸成を行うため、以下の取り組みを行った。

○委託事業により、特設ホームページにて、当該事業に係る面接会やセミナーなどのイベント情報の掲載や支援機関(地域若者サポートステーション、ポリテクセンター、ひきこもり支援センター等)の周知を行った。

また、支援機関を紹介するショート動画を3本作成し、特設ホームページに掲載を行うとともにYouTube配信を実施した。

○「しずおか中高年世代のためのイベントカレンダー」を作成し、県内市町、社会福祉協議会、ハローワーク及び附属施設、地域若者サポートステーション、ジョブステーションへ配布した。

○中高年世代のための合同企業説明会(同日開催のキャリアデザインセミナー含む)について、静岡新聞(東部版、中部版、西部版)に広告掲載を実施した。

○中高年世代活躍応援プロジェクト周知用のクリアファイルを作成・配布し、周知を行った。

令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
(目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名 静岡県経済産業部就業支援局産業人材課

(1)不安定な就労状態にある方
○しずおかジョブステーションにおいて、中高年世代を含め全ての世代に対し、キャリアコンサルティング等の個別相談を実施 ・令和7年度利用者数は7,505人(内、中高年世代は1,845人) ・相談者数は5,388人(内、中高年世代は1,304人) ・進路決定者数は603人(内、中高年世代は182人) ※中高年世代:35歳～59歳 ○静岡労働局主催の中高年世代を対象とした合同企業説明会について「しずおか就職net」へ掲載及びメール配信を行い、企業や求職者へ周知した。
(2)長期にわたり無業の状態にある方
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり等)
(4)全支援対象者



静岡・浜松・沼津の3か所!
お近くのジョブステーションへ!

しずおかジョブステーション東部

■沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階 東部県民生活センター内



●総合案内
受付・就職相談コーナー
☎055-951-8229

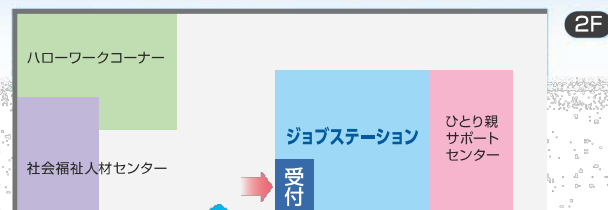
●ひとり親
サポートセンター
☎055-951-8255

●社会福祉人材センター
東部支所
☎055-952-2942

●ハローワークコーナー
(来所者端末設置)
☎055-964-4510



東部県民生活センター内 フロアガイド



しずおかジョブステーション中部

■静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 中部県民生活センター内



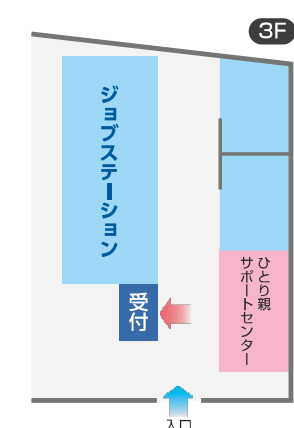
●総合案内
受付・就職相談コーナー
☎054-284-0027

●ひとり親サポートセンター ☎054-284-0008

●ハローワークプラザ静岡 (来所者端末設置) ☎054-250-8609



中部県民生活センター内 フロアガイド



しずおかジョブステーション西部

■浜松市中央区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎1階 西部県民生活センター内



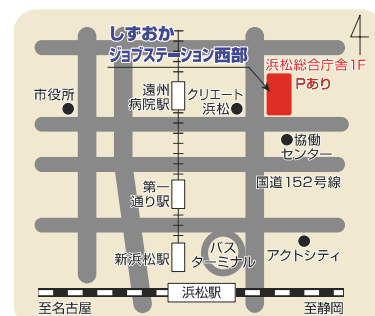
●総合案内 受付・就職相談コーナー
☎053-454-2523

●外国人相談窓口
☎053-454-2100

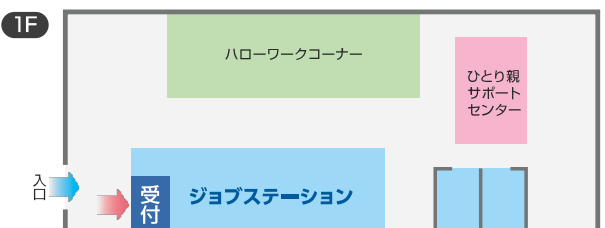
●ひとり親
サポートセンター
☎053-452-7107

●ハローワークコーナー
(来所者端末設置)
☎053-451-4510

●マザーズハローワーク浜松
(来所者端末設置)
☎053-454-1910



西部県民生活センター内 フロアガイド



静岡県の総合就職支援機関

しずおか ジョブステーション

働きたいあなたを応援!

学生・若年者から、就職氷河期世代、
シニア世代、育児中の方まで、就職に関することなら
どんなことでもご相談ください。

オンライン
相談OK!

ご利用
無料!

静岡県内の
ネットワーク



外国語
相談OK!



充実した就職支援内容!

就職相談

書類添削

面接練習

セミナー

職業紹介
(ハローワーク)

静岡県・静岡労働局 (ハローワーク)

しずおかジョブステーション

【利用時間】9:00~17:00

【休館日】土曜日・日曜日・祝日・年末年始

しずおかジョブステーション

<https://jobsta.pref.shizuoka.jp/>

検索



まずはLINEで友だち追加!
LINE 公式アカウント

・最新のセミナー・イベント情報を配信!



ご利用の流れ



1. 就職相談 予約優先

相談内容

- 就職に向けて疑問や不安に思うことをご相談いただけます。
- 相談のほか履歴書・職務経歴書・エントリーシートの添削や面接練習・適職診断なども行っています。
- 必要に応じて臨床心理士のカウンセリングを受けることができます。

相談時間

1回あたり**50分**
(オンライン**30分**)

※繁忙期等、相談時間を短縮
させていただく場合あり

相談方法

- 対面
- オンライン
(Zoom、Bizmee等)

外国語通訳常駐^{※1}

- ポルトガル語
- スペイン語
- 簡単な英語
での相談OK!

※1.しずおかジョブステーション西部のみ
東部・中部はオンラインにて対応



予約方法

予約なしでもご利用いただけますが、混雑状況によりご希望に添えない場合がございます。予約してからご来所いただくことをお勧めします。
相談予約は直接お電話にてお申し込みください。
オンラインによる相談予約は受け付けておりませんので、ご了承ください。



2. セミナー・イベント 予約優先

セミナー

- 無料で参加できるセミナーを随時開催しています。
- 応募書類の書き方
 - 面接の受け方
 - キャリアプラン形成
 - コミュニケーションスキル等



イベント

国や市などが主催する、新卒・転職者向け就職イベントへブース出展しています。

予約方法

- セミナー・イベントの最新情報の確認やご予約はホームページから行えます。



しずおかジョブステーション予約専用サイト▶▶▶

<https://jobsta.resv.jp/>



3. 休日相談 予約制

在職中で平日に来所が難しい方を対象に、休日相談を実施しています。

予約方法

- 休日相談の実施日の確認やご予約はホームページから行えます。



しずおかジョブステーション予約専用サイト▶▶▶

<https://jobsta.resv.jp/>



4. 職業紹介(ハローワーク) 予約不要

しずおかジョブステーションでは職業紹介を行っておりません。職業紹介をご希望の場合、併設または近隣のハローワークへご案内します。ハローワークの来所者端末も設置していますので、ハローワーク求人の閲覧もできます。

5. 専門相談・職業紹介

- ひとり親サポートセンター<予約不要>
ひとり親の方を対象とした就職相談と職業紹介
- 静岡県社会福祉人材センター(東部のみ)<予約優先>
福祉専門の就職相談と職業紹介
- マザーズハローワーク浜松(西部のみ)<予約不要>
仕事と子育ての両立を目指す方等を対象とした就職相談と職業紹介



6. 託児サービス 予約制

しずおかジョブステーションでは、お子様同席のもとご相談いただける環境を整えています。また、しずおかジョブステーションが指定する一時預かり施設を利用することも可能です。施設を利用する際の料金はジョブステーションが負担いたします。お子様同席、または一時預かり施設のご利用を希望される場合は、事前にジョブステーションへご連絡ください。



7. 就職が決まったら...

しずおかジョブステーションでは、ご利用いただいた皆様の就職状況を確認しております。就職のほか、進学や職業訓練など進路が決まった際には、お電話、またはホームページの進路決定報告フォームより報告をお願いいたします。一定期間ご利用・ご報告がない場合、就職サポーターから状況確認の連絡を行う場合がございます。あらかじめご了承ください。

報告方法

- ホームページの進路決定報告フォームから行えます。



進路決定報告フォーム▶▶▶

<https://jobsta.pref.shizuoka.jp/report.html>



■ ご予約・お問い合わせはお近くの「しずおかジョブステーション」まで!

東部 TEL.055-951-8229

中部 TEL.054-284-0027

西部 TEL.053-454-2523

令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
(目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課

(1)不安定な就労状態にある方
<自立相談支援事業> 事業の拠点となる事務所に相談支援員を配置して、以下の業務を実施。(町社協を窓口として、相談事業を実施。) ○自立相談支援事業 ・生活困窮者が抱える課題を把握し、本人の状況や希望に応じ、自立に向けた支援プランの作成。 (県内自治体における2025年度の新規相談受付件数:7,561件、支援プラン作成件数:1,792件、就職者数:310人) ・生活及び就労等に関する問題の解決を図るための支援。 ・各種支援制度の利用について、関係機関と連絡調整。 ○支援調整会議 ・受託者、県、町、関係機関の担当者等が参加する会議を開催し、支援プランの検討を行った。
(2)長期にわたり無業の状態にある方
<生活困窮者等就労準備支援事業> 生活習慣の乱れ等に起因して直ちに働くことが難しい生活困窮者等(生活保護受給者を含む。)に対し、共同生活や就労体験を行うことを通じて一般就労に向けた基礎能力の形成を図ることを目的としている。 実施する内容はまず2泊3日の合宿型のセミナーで、生活のリズムを整えるとともに、身だしなみやビジネスマナーの習得、自己の長所や弱点の把握、対人や社会との接し方の学習など、就労に必要な知識・能力の向上を図る。その上で、実際の就労の場で体験を通して就労の訓練を行う。また、フォローアップの合宿を行い、仲間の頑張りを共有し、自己有用感を向上させる。さらに、上記の合宿終了から一定期間経った後、アフターサポート面談として各関係機関と支援調整会議を行うことで、社会的孤立の防止や就労意欲の減退を予防を図っている。 令和7年度は11月から2月にかけて、県内で2回にわたって2泊3日の合宿形式の就労支援を行い、5人が参加した。 合宿後の認定就労訓練事業所等を活用した就労体験についても、同様に11月から2月にかけて、県内で2回にわたって5日間の即効性のある就労支援を行い、4人が参加した。 また、就労訓練等を受け入れる企業開拓も行い、23社を開拓した。実際に8人が就労訓練等に参加し、そのうち2人が就労・増収を達成した。 令和8年度は、合宿型の事業に加え、通所型のセミナー及び職場見学や就労体験の実施を予定している。
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり等)
<自立相談支援事業> 上記(1)のとおり <生活困窮者等就労準備支援事業> 上記(2)のとおり
(4)全支援対象者
上記(1)～(3)のほか、「生活保護者就労支援事業」等を実施。

令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
(目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名 静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課

(1)不安定な就労状態にある方
(2)長期にわたり無業の状態にある方
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり等)
○静岡県孤独・孤立対策プラットフォーム 行政、NPO、社会福祉協議会、社会福祉法人、企業等の連携・協働を促進し、それぞれの得意分野を活かして孤独・孤立の問題に対応していくため、「静岡県孤独・孤立対策プラットフォーム」を設置している。その取組の一環として、意識醸成のためのシンポジウムや地域での連携を促進するためのワークショップを開催した。 ※プラットフォーム参加団体数:162団体(R8.6末現在) ＜シンポジウム＞ 開催日:令和7年9月18日 内容:基調講演「誰ひとり取り残されないまち」(NPO法人放樸理事長 奥田知志氏)、パネルディスカッション ＜ワークショップ＞ 県内3箇所で開催 開催日:(東部)令和8年1月11日、(中部)令和8年2月1日、(西部)令和8年1月12日 内容:実践報告「人と地域がつながるプラットフォームかまくら”ここかま”」(鎌倉市 内藤克子氏)、ワークショップ(地域の課題・資源の共有、連携の可能性の模索) など
(4)全支援対象者

令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
(目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名 静岡県健康福祉部障害福祉課

(1)不安定な就労状態にある方
(2)長期にわたり無業の状態にある方
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり等)
<相談体制の充実> 県内全域を支援できる静岡県社会福祉協議会に委託し、希望のあった市町に対して専門的見識を備えるアドバイザーを派遣して助言支援、研修会の開催など、市町におけるひきこもり相談支援体制の整備を支援した。 また、検索連動型広告により、ひきこもりの相談窓口の周知を図った。 ○アドバイザーの派遣など個別支援を実施(16市町で19回実施) ・ひきこもりに関する家族・住民向けの講演会 ・ひきこもりの基本的な知識、支援者の実務についての研修 ・ひきこもり支援の事例検討 ・居場所運営方法等の助言 など ○ひきこもり支援体制構築のための市町会議を開催(26市町参加) ・国、県のひきこもり対策の説明及びグループワークを実施 ○検索連動型相談窓口周知 ・インターネットによる検索連動型広告によりひきこもりの相談窓口情報を案内 市町のひきこもり相談窓口設置数 全市町(令和7年度末時点) <居場所の設置> 自宅以外で過ごし、人との交流を図る居場所を設置したほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもりが増加しているため、中高年向けの居場所を設置し、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行った。令和7年度の居場所利用者数は954人であり、前年度より30人減少したが、中高年向け居場所については164人と前年度より24人増加した。
(4)全支援対象者

就職氷河期世代ひきこもり支援強化事業

(静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課)

1 趣旨・目的

令和元年度に県と市町の共同により民生委員・児童委員等を対象に実施したひきこもり等に関する状況調査の結果、ひきこもりの高年齢化、長期化が判明し、民生委員等から必要とされる支援として、相談窓口の充実や周知を挙げる意見が多かった。

また、平成 30 年 4 月に施行された改正社会福祉法では、ひきこもりを含む複雑化・複合化する福祉課題に対応する包括的な相談支援体制の整備が市町の努力義務となっている。

このため、身近な相談窓口である市町を対象とした相談体制の整備に向けた支援とともに、ひきこもりで悩む当事者やその家族等に向けた支援情報を発信する。

2 事業概要

(1) 市町相談体制整備支援

対 象	内 容
政令市を除く 33 市町	相談体制整備のためのアドバイザー派遣 ・ひきこもり当事者や家族を対象とした相談会等の開催支援 ・ひきこもり支援の方法等に関する勉強会等の実施 ほか

令和 7 年度実績

実施数	内 容
16 市町で実施	・ひきこもりに関する家族・住民向けの講演会 ・ひきこもりの基本的な知識、支援者の実務についての研修 ・ひきこもり支援の事例検討 ・居場所運営方法等の助言 ほか
26 市町参加	「ひきこもり支援体制構築のための市町会議」（課長会議及び担当者会議）を開催、厚生労働省担当、長岡崇徳大学教授の講演後、グループワーク実施

(2) 検索連動型相談窓口周知

期 間	内 容
令和 7 年 5 月～ 令和 8 年 3 月	インターネットの検索連動型広告により相談窓口等のひきこもりに関する支援情報を案内

令和 7 年度実績

5 月～3 月	計	月平均
広告表示回数	400,796 回	36,436 回
クリック回数	12,534 回	1,139 回

令和8年度

こころのつながり家族交流会

全県版 ひきこもり家族交流会 参加者募集

「ひとりで抱え込まなくて大丈夫です。」

同じ立場のご家族同士で、気持ちや悩みを共有しませんか？

ひきこもりアドバイザーやメンター（ひきこもりが解消したご家族）の方々と交流ができます。

7/6 月

13:30~15:30 [受付13時~]

アドバイザー：NPO法人サンフォレスト理事 三森重則氏

開催方法：会場、オンライン（メタバース、Zoom）

定員：45名（メタバース+Zoom15名、会場30名）

※定員に達した場合は、お断りする場合があります。

静岡総合庁舎本館7階第8会議室

対象者

- 静岡県ひきこもり支援センター
（精神保健福祉センター・各健康福祉センター）
で相談されているご家族
- 市町窓口でひきこもり相談されているご家族

「顔を出さずに参加したい」、
「まずは話を聞いてみたい」という
方も、安心してご参加いただけます。



参加
無料

申込期限

令和8年6月29日(月)まで

申込方法

電話・FAX・メール・QRコードのいずれかで

お問い合わせ

静岡県精神保健福祉センター（静岡県ひきこもり支援センター）

電話：054-286-9245 FAX：054-286-9249

メール：mental@pref.shizuoka.lg.jp

申込みについて裏面をご覧ください。

令和8年度 静岡県ひきこもり家族 交流会（全県版）

申込書



申込期限

令和8年6月26日（金）まで

参加する氏名 (ニックネーム可)	お住まいの自治体 (任意)	電話番号または メールアドレス (いずれか記載必須)	参加手段 (会場or オンライン) 希望するところに必ず1つ〇を付けてください。
1			会場 ・ オンライン (Zoom又はメタバース)
2			会場 ・ オンライン (Zoom又はメタバース)
3			会場 ・ オンライン (Zoom又はメタバース)
4			会場 ・ オンライン (Zoom又はメタバース)

※オンライン参加を希望される方は、必ずメールアドレスを記載してください。

※御記入いただいた情報は、本交流会に関する連絡と参加者の把握のみに使用します。交流会終了後、速やかに破棄します。

家族交流会で話してみたいこと、聞いてみたいこと等

会場までのアクセス



バスの利用

静岡駅から約20分



静岡駅北口⑪番 県立病院高松線
「登呂コープタウン行き」乗車
「静岡総合庁舎前」下車

静岡県ひきこもり支援センター (静岡総合庁舎別館)

- 会場は本館7階第8会議室です
- 専用駐車場の確保はありませんので、できるだけ公共交通機関でお越しください。

令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
(目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名 静岡市

(1)不安定な就労状態にある方
(2)長期にわたり無業の状態にある方
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり等)
(4)全支援対象者
1. インクルーシブ雇用推進事業 働きたい就労困難者(障害者手帳を持たない障害者、難病患者、ニート、ひとり親、就職氷河期世代、ひきこもり)の雇用を促進するため、本人と企業とのマッチング支援や、雇用する企業へのコンサルティング支援などを行う取組。 【実績】 就業者数 21人 【取組】 ・新規開拓企業数 117社 ・普及啓発・イベント参加者数(求職者向けスキルアップセミナー、合同説明会) 83人 ・研修参加者数(企業向けセミナー、自己分析ワークショップ) 34人 2. 高齢者等支援窓口(NEXTワークしずおか) 静岡市役所2階に開設しているミドル世代、シニア世代のための就労サポート窓口。 【実績】 高年齢者等の雇用・就業者数 341人 【取組】 ・出張相談会の開催(回数:4回、参加者:95人) ・仕事説明会の開催(回数:1回、参加者:58人) ・セミナーの開催(回数:企業向け・市民向け各1回、参加者:企業向け25人・市民向け34人)

令和7年度「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」取組・進捗状況報告
 (目標、KPI及び取組:事業実施計画の5関係)

機 関 名 浜松市

(1)不安定な就労状態にある方
(2)長期にわたり無業の状態にある方
【令和7年度実績】 ○地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業 ・相談受付件数 379件 ・就職者 11人
(3)社会参加に向けた支援を必要とする方(ひきこもり等)
(4)全支援対象者

就職氷河期世代支援事業について【令和 7 年度事業報告】

浜松市産業部労働政策課

1 令和 7 年度 事業内容及び実績

地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業（R2 年度～）

対象者	就職氷河期世代で無業のもの
内 容	相談員として臨床心理士等 2 人を配置する。 就職氷河期世代の職業的自立に向けた就労支援を実施。
実 績	相談受付数：379 件、新規登録者数：13 人 就職者数：11 人（正規 1 人、非正規 10 人）

2 地域就職氷河期世代支援加速化交付金 重要業績評価指標（KPI 実績）：内閣府へ報告済

	指標名	目標値	実績
KPI	就業者数（正規雇用、非正規雇用、自営・起業・内職等の人数）	23	11
「生活習慣」「自己肯定感」「コミュニケーション能力」に課題がある対象者が多く、支援が長期化しているため目標値に達しなかった。			
KPI	就業者数のうち正規就職者数	8	1
「生活習慣」「自己肯定感」「コミュニケーション能力」に課題がある対象者が多く、支援が長期化しているため目標値に達しなかった。			
KPI	社会参加者数（通いの場、就労準備訓練等への参加者の人数）	22	13
事業の周知を強化したが、目標値に達しなかった。引き続き事業の周知に努めていく。			

・事業の実施状況等

就職氷河期世代向けの相談窓口はサポステのみでなく、ハローワークのミドルチャレンジコーナー等複数あり、各相談窓口の認知が進み相談が分散しているため、サポステへの新規の相談者が減少したと分析しています。今後は、支援対象者が自身の課題にあった窓口を選べるよう、引き続き事業の周知に努めていくとともに、

就職には、受け入れる事業所側の理解や協力も重要になるため、就職氷河期世代の置かれている状況について、官民で理解を深め、情報共有を行い、社会の課題であるという認識を持ち対応していくことが必要と考えます。

しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領(案)

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで「経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月 21 日閣議決定)」に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」(以下「しずおか PF」という。)を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできたところである。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」(令和6年6月 21 日閣議決定)では、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しずおか PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代(以下「中高年世代」という。)に対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拡げるための支援に取り組むこととし、その名称を「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」(以下「しずおか協議会」という。)に改めた。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」(令和8年4月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」(リ・スキリングの支援等)、「社会参加に向けた段階的支援」(就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等)等の取り組みを継続・拡充していく必要がある。

このため、しずおか協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別紙1「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

① 静岡労働局職業安定部(職業安定課)

- ・しずおか協議会取りまとめ事務局(主担当)
- ・事業実施計画(以下「事業計画」という。)策定に関する取りまとめ、各種事業

の進捗管理(主担当)

- ・各種支援策の周知広報

②静岡県経済産業部就業支援局(産業人材課)

- ・しずおか協議会取りまとめ事務局(副担当)
- ・事業計画策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理(副担当)
- ・各種支援策の周知広報
- ・県内の市町プラットフォーム(以下「市町 PF」という。)における経済団体等への対応依頼等に関する県内市町との連絡調整

③静岡県健康福祉部福祉長寿局(地域福祉課)、静岡県健康福祉部障害者支援局(障害福祉課)

- ・県内の市町 PF の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・県内の市町 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④静岡県健康福祉部福祉長寿局(福祉長寿政策課)

- ・静岡県孤独・孤立対策プラットフォーム(以下「孤独・孤立対策 PF」という。)の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

⑤就労等支援機関(ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部、静岡県社会福祉協議会)

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業的自立に向けた支援
- ・中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・就労に向けた関係機関の連携強化
- ・県内の市町 PF への参画
- ・各種支援策の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体、業界団体等

- ・企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 しずおか協議会における取組事項

しずおか協議会においては、次の(1)から(4)までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

① 上記(2)の支援対象者ごとの取組に係る目標(目指す数値や状態をいう。)を設定するとともに、KPI(当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。)を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、また上記1の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」を参考とし、事業計画を策定する。

③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 PF との連携

静岡県は、市町 PF の設置・運営について、市町と連絡調整を図り、県内市町 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。

例えば、

- ・市町 PF の設置に関する市町への働きかけや市町 PF の運営に関する市町への助言等
- ・県の経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等
- ・経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援
- ・県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、県内市町 PF の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとし、必要に応じ更に開催することもできることとする。

また、会議の開催方法については、参集形式の他、オンラインによる開催又は書面による開催など、各構成員のニーズも考慮の上、柔軟な方法とする。

6 秘密の保持

しずおか協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本設置要領は、令和7年6月27日から施行する。

令和8年7月6日から一部改正する。

しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員

区分	構成員（機関・団体名）
経済団体	一般社団法人 静岡県経営者協会
	一般社団法人 静岡県商工会議所連合会
	静岡県中小企業団体中央会
	静岡県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 静岡県連合会
業界団体	一般社団法人 静岡県建設業協会
	一般社団法人 静岡県トラック協会
	静岡県老人福祉施設協議会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 静岡支部
	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
地 域	静岡市保健福祉長寿局地域支え合い推進部（地域包括ケア推進課）
	浜松市産業部（労働政策課）
行 政	静岡県経済産業部就業支援局（産業人材課）
	静岡県健康福祉部福祉長寿局（地域福祉課）（福祉長寿政策課）
	静岡県健康福祉部障害者支援局（障害福祉課）
	静岡労働局職業安定部

「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」に係る設置要領 比較対照表

(傍線部分は改正部分)

新設置要領	現行設置要領
しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領<u>(案)</u> 1 趣旨 いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、<u>これまで「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より関係機関や団体を構成員とする「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しずおか PF」という。）を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできたところである。</u> <u>さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しずおか PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組むこととし、その名称を「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「しずおか協議会」という。）に改めた。</u> <u>今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会</u>	しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領 1 趣旨 いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、<u>骨太の方針 2019</u> に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より関係機関や団体を構成員とする「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しずおか PF」という。）を設置し、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできた。 <u>今般、閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しずおか PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓げるための支援に取り組んでいく。これに伴い、しずおか PF については「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「しずおか協議会」という。）と名称を改めることとする。</u>

参加に向けた段階的支援」(就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等)等の取り組みを継続・拡充していく必要がある。

このため、しずおか協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別紙1「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

① 静岡労働局職業安定部（職業安定課）

- ・ しずおか協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知広報

② 静岡県経済産業部就業支援局（産業人材課）

- ・ しずおか協議会取りまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業計画策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ 県内の市町プラットフォーム（以下「市町 PF」という。）にお

しずおか協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

別紙1「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員」のとおりとする。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

① 静岡労働局職業安定部（職業安定課）

- ・ しずおか協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・ 事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理（主担当）
- ・ 各種支援策の周知広報

② 静岡県経済産業部就業支援局（産業人材課）

- ・ しずおか協議会取りまとめ事務局（副担当）
- ・ 事業計画策定に関する取りまとめ、各種事業の進捗管理（副担当）
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ 県内の市町プラットフォーム（以下「市町 PF」という。）にお

ける経済団体等への対応依頼等に関する県内市町との連絡調整

- ③ 静岡県健康福祉部福祉長寿局（地域福祉課）、静岡県健康福祉部障害者支援局（障害福祉課）
- ・ 県内の市町 PF の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・ 県内の市町 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知広報
- ④ 静岡県健康福祉部福祉長寿局（福祉長寿政策課）
- ・ 静岡県孤独・孤立対策プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策 PF」という。）
 - ・ の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
 - ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
 - ・ 孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知広報
- ⑤ 就労等支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部、静岡県社会福祉協議会）
- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
 - ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
 - ・ 職業的自立に向けた支援

ける経済団体等への対応依頼等に関する県内市町との連絡調整

- ③ 静岡県健康福祉部福祉長寿局（地域福祉課）、静岡県健康福祉部障害者支援局（障害福祉課）
- ・ 県内の市町 PF の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
 - ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
 - ・ 県内の市町 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知広報
- ④ 静岡県健康福祉部福祉長寿局（福祉長寿政策課）
- ・ ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策 PF」という。）の設置・運営に関する県内市町との連絡調整
 - ・ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
 - ・ 孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
 - ・ 各種支援策の周知広報
- ⑤ 就労等支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部、静岡県社会福祉協議会）
- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
 - ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
 - ・ 企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
 - ・ 職業的自立に向けた支援

- ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 県内の市町 PF への参画
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体、業界団体等

- ・ 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 しずおか協議会における取組事項

しずおか協議会においては、次の (1) から (4) までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

- ・ 中高年世代を対象に含む職業訓練
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 就労に向けた関係機関の連携強化
- ・ 県内の市町 PF への参画
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

(2) 経済団体、労働団体、業界団体等

- ・ 企業に対する中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する中高年世代に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ その他中高年世代の支援に係る施策の提案

4 しずおか協議会における取組事項

しずおか協議会においては、次の (1) から (4) までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

県内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

以下の３種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

① 上記（２）の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、また上記１の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」を参考とし、事業計画を策定する。

③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 PF との連携

静岡県は、市町 PF の設置・運営について、市町と連絡調整を図

(2) 支援対象者の把握

以下の３種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある方

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③ 社会参加に向けた支援を必要とする方

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、県と市町が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPI の設定及び事業計画の策定

① 上記（２）の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

② 目標を達成するため、また上記１の趣旨を踏まえつつ、「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会事業実施計画策定指針」を参考とし、事業計画を策定する。

③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町 PF との連携

静岡県は、市町 PF の設置・運営について、市町と連絡調整を図

り、県内市町 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。 例えば、 ・ 市町 PF の設置に関する市町への働きかけや市町 PF の運営に関する市町への助言等 ・ 県の経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等） ・ 経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援 ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援 等の要請に対応するとともに、県内市町 PF の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。 5 会議の開催 上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとし、必要に応じ更に開催することもできることとする。 また、会議の開催方法については、参集形式の他、オンラインによる開催又は書面による開催など、各構成員のニーズも考慮の上、柔軟な方法とする。 6 秘密の保持 しずおか協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 （附則） 本設置要領は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。 <u>令和 8 年 7 月 6 日から一部改正する。</u>	り、県内市町 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。 例えば、 ・ 市町 PF の設置に関する市町への働きかけや市町 PF の運営に関する市町への助言等 ・ 県の経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等） ・ 経済団体、他の市町等とのつながり作りの支援 ・ 県を越えた自治体間の広域的な取組の支援 等の要請に対応するとともに、県内市町 PF の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。 5 会議の開催 上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとし、必要に応じ更に開催することもできることとする。 また、会議の開催方法については、参集形式の他、オンラインによる開催又は書面による開催など、各構成員のニーズも考慮の上、柔軟な方法とする。 6 秘密の保持 しずおか協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 （附則） 本設置要領は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。
--	--

しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト 事業実施計画（案）

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3 年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和 5 年度からの 2 年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。

この方針に向けた施策の具体化を図るため、関係機関・団体等を構成員として、「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しずおか P F」という。）を設置し、「市町プラットフォーム」（以下「市町 P F」という。）と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。また、行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働のプラットフォームを設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し、企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、令和 7 年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しずおか P Fにおいても、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととし、その名称を「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「しずおか協議会」という。）に改めた。

今後は、政府において「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）が策定されたことを踏まえ、しずおか協議会においても、当該プログラムの関連施策を活用し、支援に取り組む必要がある。このため、しずおか協議会においては、地域における就職氷河期世代を含む中高年世代の更なる活躍支援に向けて、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心

を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人ひとりの事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくため、しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画（以下「事業計画」という。）を策定する。

2 計画期間

令和8年7月6日～令和9年3月31日

3 支援対象者

事業計画においては、中高年世代（概ね35歳～59歳）のうち、次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。

①不安定な就労状態にある方

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

就業を希望しながら、就業を行っておらず、家事も通学も行っていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

引きこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

4 現状と課題

静岡県内における支援対象者の現状については、35歳～59歳の人口約119万人のうち、総務省の「令和4年就業構造基本調査」及びJILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」を基に、①「不安定な就労状態にある方」31,300人※¹、②「長期にわたり無業の状態にある方」10,000人※²と推計している。③「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも直ちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることがそもそもなじまないことから推計対象としていないが、支援対象者の実態やニーズを可能な限りの確に把握し、必要な支援を進めていくこととする。

こうした支援対象者の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も様々であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを丁寧に届けていかなければならない。そのためには、支援対象者やその家族の置かれている状況、ニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、社会全体に浸透させるよう取り組んでいくことが不可欠である。

支援対象者である①「不安定な就労状態にある方」、②「長期にわたり無業の状態にある方」、③「社会参加に向けた支援を必要とする方」は明確に区分できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものであることから、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応しながら、支援対象者やその家族に対する柔軟な支援を行う必要がある。

また、県内の雇用情勢は、改善の動きに一段と弱さがみられ、引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるなど、雇用環境に流動的な側面もあることを踏まえながら、社会全体で支援対象者を支える機運を醸成していくことが重要である。

これらのことから、必要な方に必要な支援が届く体制を構築するため、しずおか協議会のみならず、他の関係機関とも連携して取り組んでいくこととする。

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、現在の雇用形態についている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本調査」

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPTが特別集計したデータを利用。

資料出所：JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

5 目標、KPI^{※3}及び取組

(1) 不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について、現状よりも良い処遇を目指すため、支援対象者の正規雇用者数の増加を目標とする。

【K P I】※³

- ハローワーク紹介による正社員就職件数（中高年世代） 3,241 件※⁴
- キャリアアップ助成金活用による正社員転換数 2,262 人※⁵
- 中高年世代限定求人数及び歓迎求人数 9,248 人※⁶
- 公的職業訓練3ヶ月後の就職件数 1,279 件※⁷

※³ KPI：重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略。目標の進捗を把握するための指標。

※⁴ 令和8年度の静岡労働局目標値

※⁵ 過去3年度の正社員転換数の平均値（全年齢層での目標）

※⁶ 過去3年度の求人数の平均値

※⁷ 令和8年度の静岡労働局目標値

【取組】

（相談体制の充実）

- ハローワークの需給調整機能を活用し、求人者への働きかけにより限定求人・歓迎求人の開拓、確保を進め、求職者に対して情報提供を行う。

【静岡労働局】

- ハローワーク静岡、浜松に設置した「ミドルシニア専門窓口」（名称：ミドル・チャレンジコーナー）において、専門担当者のチーム制等による職業相談・紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を行う。

また、ミドル・チャレンジコーナーにおいては、職業訓練部門と一層の連携を図り、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報を提供する。

【静岡労働局】

- しずおかジョブステーションにおいて、中高年世代を含め全ての世代に対し、キャリアコンサルティング等の個別相談を実施する。

【静岡県】

（職業訓練の実施・強化、スキルアップ支援）

- 個々のニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公的職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

【静岡労働局、静岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部】

（就職、正社員への転換支援）

- 支援対象者に対するマッチングイベント（企業説明会、セミナー等）を開催する。

【静岡労働局】

- キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）等の企業支援策周知に努め、その活用による中高年世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

【静岡労働局】

- 中高年世代を対象とした求人募集、正規雇用化を含む処遇改善、職場定着支援など、企業等における受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等の取組を推進する。また、それら取組に必要な施策をしずおか協議会に提案する。

【浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会】

- 中高年世代を対象とした支援策について労働者への周知を行う。

【日本労働組合総連合会静岡県連合会】

（２）長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業の状態にある方については、働くことや社会参加を促す中で本人に合った形で支援を行う必要があることから、地域若者サポートステーション(以下「サポステ」という。)を中心に支援を行い、関係機関と連携しながら職業的自立につなげることを目標とする。

【K P I】

- サポステへの新規登録件数 422 件^{※7}
- サポステの支援により就労につながった件数 317 件^{※7}

※7 過去3年度の実績の平均値

【取組】

(相談体制の充実)

- サポステにおいて、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、50歳未満の支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、関係機関への多様な支援において支援対象者を把握し、ハローワーク、しずおかジョブステーション等との連携により個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。

【静岡労働局、静岡県、浜松市】

- 中高年世代就職相談会、合同企業説明会を開催し、支援対象者からの相談に応じ、個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。

【浜松市】

(職業体験・見学、就労に向けた支援)

- 支援対象者に対し、ハローワークにおける就職支援プログラムの実施、企業との連携強化を図ることで、就職・正社員化等職業的自立につなげる。

【静岡労働局、静岡県】

- 職場体験・実習等による受入体制の整備の取組について、業界団体や企業

等への協力要請を行い、拡大を図る。

【静岡労働局、静岡県】

- 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備に係る取組を推進する。

【静岡県、浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県建設業協会、静岡県トラック協会、静岡県老人福祉施設協議会】

- 支援対象者に係る受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業等への働きかけを行う。

【静岡県、浜松市】

- 支援策について労働者への周知を行う。

【日本労働組合総連合会静岡県連合会】

(3) 社会参加に向けた支援を必要とする方

【目標】

支援対象者やその家族の実態やニーズに応じた、就労に限らない多様な社会参加に向けた支援を可能とするため、市町P Fにより、支援体制の充実を図り、支援対象者と社会のつながりが生まれることを目標とする。

【K P I】

- 引きこもり状態にある人の「居場所」利用者数 1,120 人
- 市町のひきこもり相談支援体制整備に係るアドバイザー派遣回数 18 回

【取組】

(ひきこもり支援センター居場所の設置)

- 自宅以外で過ごし、人との交流を図る居場所を設置するほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもりが増加しているため、中高年向けの居場所を設置し、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行う。

メタバース空間での居場所の設置に向けて、メタバース空間での当事者同士が交流できるイベントの開催（年２回程度）等を行う。

【静岡県】

（相談体制の充実）

- 支援対象者やその家族が、居住する地域で容易に相談できるよう、市町での包括的支援体制整備を促進するとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）における相談体制の強化等の充実を図るため、市町に対して専門のノウハウを有するアドバイザーの派遣等を行う。また、支援体制について、住民への周知を図る。

【静岡県、静岡県社会福祉協議会】

（孤独・孤立対策）

- 孤独・孤立対策に取り組む官・民・ＮＰＯ等の関係機関のネットワークづくりを進め、行政と団体や団体間の相互理解を促進するとともに、各団体の得意分野を活かした多面的な支援につなげる。

【静岡県、静岡県社会福祉協議会】

（職業体験・見学、就労に向けた支援）

- 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備に係る取組を推進する。（再掲）

【静岡県、浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県建設業協会、静岡県トラック協会、静岡県老人福祉施設協議会】

- 支援対象者に係る受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業等への働きかけを行う。（再掲）

【静岡県】

- 支援策について労働者への周知を行う。（再掲）

【日本労働組合総連合会 静岡県連合会】

(4) 全支援対象者

【取組】

(中高年世代支援の気運醸成)

- しずおか協議会の取組や活動等について、市町や各団体・企業等に積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で中高年世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。

【全構成員】

- 支援対象者一人ひとりに各種施策や社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段（メディア、SNS、WEB、イベント開催等）を活用し、家族、関係者も含め効果的に伝わる周知・広報策を展開する。

【全構成員】

6 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、しずおか協議会とりまとめ事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、しずおか協議会設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

7 地域就職氷河期世代等支援推進交付金

【別表】のとおり

8 市町プラットフォームとの連携

しずおか協議会は、市町PFの効果的かつ円滑な運営のために、市町PFからの支援要請に対して適切に対応するとともに、中高年世代支援に関する好事例等の情報についてはこれを共有し、双方密な連携を図ることとする。

9 その他

事業計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、しずおか協議会内の構成員で協議を行うとともに、関係機関に対しても情報共有を行うこととする。

事業計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業計画の記載のうち、静岡労働局及び静岡県の取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

地域就職氷河期世代等支援推進交付金事業一覧

自治体	区分	事業名	事業内容
静岡県	継続	ひきこもり対策推進事業費	ひきこもり支援体制の強化 ・市町のひきこもり相談窓口設置及び相談対応を支援するためのアドバイザー派遣 ・検索連動型ホームページ広告による、ひきこもり当事者及び家族への支援情報の提供
浜松市	継続	浜松市地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業	地域若者サポートステーションはままつに相談員として臨床心理士や社会福祉士等の専門資格を持った職員を配置。 就労に関する相談のみならず、支援対象者の希望に応じてひきこもり地域支援センターや生活自立相談支援センター等と連携し分野横断的に実施することで社会参加支援も拡充する。
浜松市	新規	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業	地域若者サポートステーションはままつに相談員として臨床心理士または公認心理師等の専門資格を持った職員を配置し、カウンセリング、アセスメント等を実施。精神保健福祉センターが実施している「ひきこもりサポートセンター」と連携を図ることにより、ひきこもりの回復から就労に向けた一連の連携支援をきめ細かく実施する。
沼津市	新規	沼津市・清水町 合同就職面接会開催事業	沼津市・清水町内に所在する企業を対象とした出展募集を行い、学生及び就職氷河期世代の中高年層を中心とする幅広い求職者等を対象とした対面式の合同就職面接会を開催する。

「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト」に係る事業実施計画の比較対照表

(傍線部分は改正部分)

新事業実施計画	現行事業実施計画
しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト事業実施計画（案）	しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト事業実施計画
1 趣旨 いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3 年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和 5 年度からの 2 年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。 この方針に向けた施策の具体化を図るため、関係機関・団体等を構成員として、「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しずおか P F」という。）を設置し、「市町プラットフォーム」（以下「市町 P F」という。）と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。また、行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働のプラットフォームを設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し、企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。 さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、令和 7 年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを	1 趣旨 いわゆる就職氷河期世代に対し、政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において「就職氷河期支援プログラム」を策定し、当該世代の安定就労の実現に向け、3 年間の集中的な支援に取り組む方針が打ち出された。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、令和 4 年度までの 3 年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和 5 年度からの 2 年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げる旨の方針が定められた。 この方針に向けた施策の具体化を図るため、関係機関・団体等を構成員として、「しずおか就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「しずおか P F」という。）を設置し、「市町プラットフォーム」（以下「市町 P F」という。）と連携し、各地域での支援対象者の就労・社会参加の実現に向け、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の気運の醸成や支援策の周知等、地域における取組を推進してきた。また、行政や訓練等関係機関、労使を含めた官民協働のプラットフォームを設置し、就職氷河期世代の積極採用や正社員化の取組を推進していくための事業計画を策定し、企業説明会や各種セミナー、職場体験・実習を開催してきた。 「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に

切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、しずおかPFにおいても、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととし、その名称を「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「しずおか協議会」という。）に改めた。 今後は、政府において「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）が策定されたことを踏まえ、しずおか協議会においても、当該プログラムの関連施策を活用し、支援に取り組む必要がある。このため、しずおか協議会においては、地域における就職氷河期世代を含む中高年世代の更なる活躍支援に向けて、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人ひとりの事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくため、しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画（以下「事業計画」という。）を策定する。 2 計画期間 令和8年7月6日～令和9年3月31日 3 支援対象者 事業計画においては、中高年世代（概ね35歳～59歳）のうち、次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。	支援する」とされたことを踏まえ、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し、就職に支援が必要な中高年世代（以下、「中高年世代」という。）へと対象を広げ、引き続き官民一体となった中高年世代の雇用支援、正社員化等安定就労に向けた支援に取り組むこととする。 上記の方針に伴い、しずおかPFは「しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下、「しずおか協議会」という。）へ名称を改め、しずおか中高年世代活躍応援プロジェクト協議会事業実施計画（以下、「事業計画」という。）を策定する。 2 計画期間 令和7年6月27日～令和8年3月31日 3 支援対象者 事業計画においては、中高年世代（概ね35歳～59歳）のうち、次の①～③に掲げる方々を支援対象者とする。
---	---

①不安定な就労状態にある方

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

就業を希望しながら、就業を行っておらず、家事も通学も行っていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

引きこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

4 現状と課題

静岡県内における支援対象者の現状については、35歳～59歳の人口約 119万人のうち、総務省の「令和4年就業構造基本調査」及びJILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」を基に、①「不安定な就労状態にある方」31,300人※¹、②「長期にわたり無業の状態にある方」10,000人※²と推計している。③「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも直ちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることがそもそもなじまないことから推計対象としていないが、支援対象者の実態やニーズを可能な限りの確に把握し、必要な支援を進めていくこととする。

①不安定な就労状態にある方

正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

就業を希望しながら、就業を行っておらず、家事も通学も行っていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

引きこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方

4 現状と課題

静岡県内における支援対象者の現状については、35歳～59歳の人口約 121万人のうち、総務省の「就業構造基本統計調査（2017年）」及びJILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」を基に、①「不安定な就労状態にある方」44,600人※¹、②「就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方」14,828人※²と推計している。③「社会参加に向けた支援を必要とする方」については、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、必ずしも直ちに就労に向かうことが本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることがそもそもなじまないことから推計対象としていないが、支援対象者の実態やニーズを可能な限りの確に把握し、必要な支援を進めていくこととする。

こうした支援対象者の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も様々であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを丁寧に届けていかなければならない。そのためには、支援対象者やその家族の置かれている状況、ニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、社会全体に浸透させるよう取り組んでいくことが不可欠である。

支援対象者である①「不安定な就労状態にある方」、②「長期にわたり無業の状態にある方」、③「社会参加に向けた支援を必要とする方」は明確に区分できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものであることから、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応しながら、支援対象者やその家族に対する柔軟な支援を行う必要がある。

また、県内の雇用情勢は、改善の動きに一段と弱さがみられ、引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるなど、雇用環境に流動的な側面もあることを踏まえながら、社会全体で支援対象者を支える機運を醸成していくことが重要である。

これらのことから、必要な方に必要な支援が届く体制を構築するため、しずおか協議会のみならず、他の関係機関とも連携して取り組んでいくこととする。

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、現在の雇用形態についている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

こうした支援対象者の当面の目標は、働くことや社会参加など多様であり、また生活の基盤を置く地域の実情も様々であることから、個々人の状況に応じた支援メニューを丁寧に届けていかなければならない。そのためには、支援対象者やその家族の置かれている状況、ニーズをしっかりと受け止めるという姿勢を、社会全体に浸透させるよう取り組んでいくことが不可欠である。

支援対象者である①「不安定な就労状態にある方」、②「就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方」、③「社会参加に向けた支援を必要とする方」は明確に区分できない場合も想定され、その状態も時とともに変化していくものであることから、関係機関が連携して、多様で複合的な課題やニーズに対応しながら、支援対象者やその家族に対する柔軟な支援を行う必要がある。

また、県内の雇用情勢は、改善の動きに弱さがみられ、引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要があるなど、雇用環境に流動的な側面もあることを踏まえながら、社会全体で支援対象者を支える機運を醸成していくことが重要である。

これらのことから、必要な方に必要な支援が届く体制を構築するため、しずおか協議会のみならず、他の関係機関とも連携して取り組んでいくこととする。

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、現在の雇用形態についている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた方。

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本調査」

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPTが特別集計したデータを利用。

資料出所：JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

5 目標、KPI※³及び取組

(1) 不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について、現状よりも良い処遇を目指すため、支援対象者の正規雇用者数の増加を目標とする。

【KPI】※³

- ハローワーク紹介による正社員就職件数（中高年世代） 3,241件※⁴
- キャリアアップ助成金活用による正社員転換数 2,262人※⁵
- 中高年世代限定求人数及び歓迎求人数 9,248人※⁶
- 公的職業訓練3ヶ月後の就職件数 1,279件※⁷

※3 KPI：重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略。

資料出所：総務省「就業構造基本調査（2017年）」

※2 「就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない方で、卒業者かつ通学しておらず、配偶者なしで家事を行っていない方。JILPTが特別集計したデータを利用。

資料出所：JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」

5 目標、KPI※³及び取組

(1) 不安定な就労状態にある方

【目標】

正規雇用を希望していながら不安定な就労状態にある方について、現状よりも良い処遇を目指すため、支援対象者の正規雇用者数の増加を目標とする。

【KPI】※³

- ハローワーク紹介による正社員就職件数（中高年世代） 2,756件※⁴
- キャリアアップ助成金活用による正社員転換数 2,181人※⁵
- 中高年世代限定求人数及び歓迎求人数 9,620件※⁶

※3 KPI：重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略。

目標の進捗を把握するための指標。

※4 令和8年度の静岡労働局目標値

※5 過去3年度の正社員転換数の平均値（全年齢層での目標）

※6 過去3年度の求人数の平均値

※7 令和8年度の静岡労働局目標値

【取組】

（相談体制の充実）

- ハローワークの需給調整機能を活用し、求人者への働きかけにより限定求人・歓迎求人の開拓、確保を進め、求職者に対して情報提供を行う。

【静岡労働局】

- ハローワーク静岡、浜松に設置した「ミドルシニア専門窓口」（名称：ミドル・チャレンジコーナー）において、専門担当者のチーム制等による職業相談・紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を行う。

また、ミドル・チャレンジコーナーにおいては、職業訓練部門と一層の連携を図り、賃金が上昇する転職・処遇改善に資する公的職業訓練等の情報を提供する。

【静岡労働局】

目標の進捗を把握するための指標。

※4 令和7年度の静岡労働局目標値

※5 過去3年度の正社員転換数の平均値（全年齢層での目標）

※6 令和6年度の実績値

【取組】

（相談体制の充実）

- ハローワークの需給調整機能を活用し、求人者への働きかけにより限定求人・歓迎求人の開拓、確保を進め、求職者に対して情報提供を行う。

【静岡労働局】

- ハローワーク静岡、浜松に設置した「ミドルシニア専門窓口」（名称：ミドル・チャレンジコーナー）において、専門担当者のチーム制等による職業相談・紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を行う。

【静岡労働局】

- しずおかジョブステーションにおいて、中高年世代を含め全ての世代に対し、キャリアコンサルティング等の個別相談を実施する。

【静岡県】

(職業訓練の実施・強化、スキルアップ支援)

- 個々のニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公的職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

【静岡労働局、静岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部】

(就職、正社員への転換支援)

- 支援対象者に対するマッチングイベント（企業説明会、セミナー等）を開催する。

【静岡労働局】

- キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）等の企業支援策周知に努め、その活用による中高年世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

【静岡労働局】

- しずおかジョブステーションにおいて、中高年世代を含め全ての世代に対し、キャリアコンサルティング等の個別相談を実施する。

【静岡県】

(職業訓練の実施・強化、スキルアップ支援)

- 個々のニーズに対応し、安定就労に有効な職業能力等の習得を目指す公的職業訓練の実施等によるスキルアップや新たなキャリアへの挑戦を支援する。

【静岡労働局、静岡県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構静岡支部】

(就職、正社員への転換支援)

- 支援対象者に対するマッチングイベント（企業説明会、セミナー等）を開催する。

【静岡労働局】

- キャリアアップ助成金（正社員化コース）、特定求職者雇用開発助成金（中高年層安定雇用支援コース）、早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）等の企業支援策周知に努め、その活用による中高年世代の正社員就職及び正社員転換を促進する。

【静岡労働局】

○ 中高年世代を対象とした求人募集、正規雇用化を含む処遇改善、職場定着支援など、企業等における受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等の取組を推進する。また、それら取組に必要な施策をしずおか協議会に提案する。

【浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会】

○ 中高年世代を対象とした支援策について労働者への周知を行う。

【日本労働組合総連合会静岡県連合会】

（２）長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業の状態にある方については、働くことや社会参加を促す中で本人に合った形で支援を行う必要があることから、地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を中心に支援を行い、関係機関と連携しながら職業的自立につなげることを目標とする。

【K P I】

- サポステへの新規登録件数 422 件^{※7}
- サポステの支援により就労につながった件数 317 件^{※7}

※7 過去3年度の実績の平均値

○ 中高年世代を対象とした求人募集、正規雇用化を含む処遇改善、職場定着支援など、企業等における受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等の取組を推進する。また、それら取組に必要な施策をしずおか協議会に提案する。

【浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会】

○ 中高年世代を対象とした支援策について労働者への周知を行う。

【日本労働組合総連合会静岡県連合会】

（２）長期にわたり無業の状態にある方

【目標】

就業を希望しながら、様々な事情により求職活動をしていない長期無業の状態にある方については、働くことや社会参加を促す中で本人に合った形で支援を行う必要があることから、地域若者サポートステーション（以下、「サポステ」という。）を中心に支援を行い、関係機関と連携しながら職業的自立につなげることを目標とする。

【K P I】

- サポステへの新規登録件数 600 件^{※7}
- サポステの支援により就労につながった件数 440 件^{※7}

※7 サポステ支援対象全年齢層での目標

【取組】

(相談体制の充実)

- サポステにおいて、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、50歳未満の支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、関係機関への多様な支援において支援対象者を把握し、ハローワーク、しずおかジョブステーション等との連携により個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。

【静岡労働局、静岡県、浜松市】

- 中高年世代就職相談会、合同企業説明会を開催し、支援対象者からの相談に応じ、個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。

【浜松市】

(職業体験・見学、就労に向けた支援)

- 支援対象者に対し、ハローワークにおける就職支援プログラムの実施、企業との連携強化を図ることで、就職・正社員化等職業的自立につなげる。

【静岡労働局、静岡県】

- 職場体験・実習等による受入体制の整備の取組について、業界団体や企業等への協力要請を行い、拡大を図る。

【取組】

(相談体制の充実)

- サポステにおいて、専門相談員によるカウンセリング、セミナーの実施等により、50歳未満の支援対象者の職業意識やコミュニケーション能力の向上を図る。

また、関係機関への多様な支援において支援対象者を把握し、ハローワーク、しずおかジョブステーション等との連携により個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。

【静岡労働局、静岡県、浜松市】

- 中高年世代就職相談会、合同企業説明会を開催し、支援対象者からの相談に応じ、個々人の状況に対応したきめ細かな職業的自立支援を行う。

【浜松市】

(職業体験・見学、就労に向けた支援)

- 支援対象者に対し、ハローワークにおける就職支援プログラムの実施、企業との連携強化を図ることで、就職・正社員化等職業的自立につなげる。

【静岡労働局、静岡県】

- 職場体験・実習等による受入体制の整備の取組について、業界団体や企業等への協力要請を行い、拡大を図る。

【静岡労働局、静岡県】

- 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備に係る取組を推進する。

【静岡県、浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県建設業協会、静岡県トラック協会、静岡県老人福祉施設協議会】

- 支援対象者に係る受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業等への働きかけを行う。

【静岡県、浜松市】

- 支援策について労働者への周知を行う。

【日本労働組合総連合会静岡県連合会】

（３） 社会参加に向けた支援を必要とする方

【目標】

支援対象者やその家族の実態やニーズに応じた、就労に限らない多様な社会参加に向けた支援を可能とするため、市町ＰＦにより、支援体制の充実を図り、支援対象者と社会のつながりが生まれることを目標とする。

【静岡労働局、静岡県】

- 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備に係る取組を推進する。

【静岡県、浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県建設業協会、静岡県トラック協会、静岡県老人福祉施設協議会】

- 支援対象者に係る受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業等への働きかけを行う。

【静岡県、浜松市】

- 支援策について労働者への周知を行う。

【日本労働組合総連合会静岡県連合会】

（３） 社会参加に向けた支援を必要とする方

【目標】

支援対象者やその家族の実態やニーズに応じた、就労に限らない多様な社会参加に向けた支援を可能とするため、市町ＰＦにより、支援体制の充実を図り、支援対象者と社会のつながりが生まれることを目標とする。

【K P I】

- 引きこもり状態にある人の「居場所」利用者数 1,120 人
- 市町のひきこもり相談支援体制整備に係るアドバイザー派遣回数 18 回

【取組】

(ひきこもり支援センター居場所の設置)

- 自宅以外で過ごし、人との交流を図る居場所を設置するほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもりが増加しているため、中高年向けの居場所を設置し、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行う。

メタバース空間での居場所の設置に向けて、メタバース空間での当事者同士が交流できるイベントの開催（年2回程度）等を行う。

【静岡県】

(相談体制の充実)

- 支援対象者やその家族が、居住する地域で容易に相談できるよう、市町での包括的支援体制整備を促進するとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）における相談体制の強化等の充実を図るため、市町に対して専門のノウハウを有するアドバイザーの派遣等を行う。また、

【K P I】

- 中高年世代の引きこもり状態にある人の「居場所」利用者数 705 人
- 市町のひきこもり相談支援体制整備に係るアドバイザー派遣回数 18 回

【取組】

(ひきこもり支援センター居場所の設置)

- 自宅以外で過ごし、人との交流を図る居場所を設置するほか、ひきこもりの長期化等により中高年のひきこもりが増加しているため、中高年向けの居場所を設置し、身近な地域で社会への第一歩を踏み出す支援を行う。

【静岡県】

(相談体制の充実)

- 支援対象者やその家族が、居住する地域で容易に相談できるよう、市町での包括的支援体制整備を促進するとともに、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）における相談体制の強化等の充実を図るため、市町に対して専門のノウハウを有するアドバイザーの派遣等を行う。また、

支援体制について、住民への周知を図る。

【静岡県、静岡県社会福祉協議会】

（孤独・孤立対策）

- 孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO等の関係機関のネットワークづくりを進め、行政と団体や団体間の相互理解を促進するとともに、各団体の得意分野を活かした多面的な支援につなげる。

【静岡県、静岡県社会福祉協議会】

（職業体験・見学、就労に向けた支援）

- 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備に係る取組を推進する。（再掲）

【静岡県、浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県建設業協会、静岡県トラック協会、静岡県老人福祉施設協議会】

- 支援対象者に係る受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業等への働きかけを行う。（再掲）

【静岡県】

- 支援策について労働者への周知を行う。（再掲）

支援体制について、住民への周知を図る。

【静岡県、静岡県社会福祉協議会】

（孤独・孤立対策）

- 孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO等の関係機関のネットワークづくりを進め、行政と団体や団体間の相互理解を促進するとともに、各団体の得意分野を活かした多面的な支援につなげる。

【静岡県、静岡県社会福祉協議会】

（職業体験・見学、就労に向けた支援）

- 支援対象者の職場体験や職場実習等の機会確保及び受入れ後の職場定着支援など、企業等における受入体制整備に係る取組を推進する。（再掲）

【静岡県、浜松市、静岡県経営者協会、静岡県商工会議所連合会、静岡県商工会連合会、静岡県中小企業団体中央会、静岡県建設業協会、静岡県トラック協会、静岡県老人福祉施設協議会】

- 支援対象者に係る受入体制整備（職場体験・実習等の機会確保を含む）等への取組について企業等への働きかけを行う。（再掲）

【静岡県】

- 支援策について労働者への周知を行う。（再掲）

【日本労働組合総連合会 静岡県連合会】

(4) 全支援対象者

【取組】

(中高年世代支援の気運醸成)

- しずおか協議会の取組や活動等について、市町や各団体・企業等に積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で中高年世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。

【全構成員】

- 支援対象者一人ひとりに各種施策や社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段（メディア、SNS、WEB、イベント開催等）を活用し、家族、関係者も含め効果的に伝わる周知・広報策を展開する。

【全構成員】

6 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、しずおか協議会とりまとめ事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、しずおか協議会設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

【日本労働組合総連合会 静岡県連合会】

(4) 全支援対象者

【取組】

(中高年世代支援の気運醸成)

- しずおか協議会の取組や活動等について、市町や各団体・企業等に積極的に周知・啓発を行うことにより、社会全体で中高年世代の活躍を支援する気運の醸成を図る。

【全構成員】

- 支援対象者一人ひとりに各種施策や社会全体で支援するというメッセージを積極的に届けるため、あらゆる手段（メディア、SNS、WEB、イベント開催等）を活用し、家族、関係者も含め効果的に伝わる周知・広報策を展開する。

【全構成員】

6 推進体制・進捗管理方法

事業実施計画の効果的な推進を図るため、しずおか協議会とりまとめ事務局において進捗状況の把握及び管理を行い、しずおか協議会設置要領の5に規定する会議において公表する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともあり得る。

7 地域就職氷河期世代等支援推進交付金

【別表】のとおり

8 市町プラットフォームとの連携

しずおか協議会は、市町 P F の効果的かつ円滑な運営のために、市町 P F からの支援要請に対して適切に対応するとともに、中高年世代支援に関する好事例等の情報についてはこれを共有し、双方密な連携を図ることとする。

7 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（個別支援事業）

自治体	事業名	事業内容
静岡県	ひきこもり 対策推進事業	就職氷河期世代等のひきこもり支援体制の強化 ・市町のひきこもり相談窓口設置及び相談対応を支援するためのアドバイザー派遣 ・検索連動型ホームページ広告による、ひきこもり当事者及び家族への支援情報の提供
浜松市	浜松市就職 氷河期世代 支援事業	地域若者サポートステーションはままつに臨床心理士等の専門資格を持った職員を配置。 就職氷河期世代の個々の課題に寄り添った支援を実施することで、就職氷河期世代の社会参加や就労を図る。

8 市町プラットフォームとの連携

しずおか協議会は、市町 P F の効果的かつ円滑な運営のために、市町 P F からの支援要請に対して適切に対応するとともに、中高年世代支援に関する好事例等の情報についてはこれを共有し、双方密な連携を図ることとする。

9 その他

事業計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、しずおか協議会内の構成員で協議を行うとともに、関係機関に対しても情報共有を行うこととする。

事業計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業計画の記載のうち、静岡労働局及び静岡県取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

【別表】地域就職氷河期世代等支援推進交付金事業一覧

自治体	区分	事業名	事業内容
静岡県	継続	ひきこもり対策推進事業費	<u>ひきこもり支援体制の強化</u> <u>・市町のひきこもり相談窓口設置及び相談対応を支援するためのアドバイザー派遣</u> <u>・検索連動型ホームページ広告による、ひきこもり当事者及び家族への支援情報の提供</u>
浜松市	継続	浜松市地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業	<u>地域若者サポートステーションはままつに相談員として臨床心理士や社会福祉士等の専門資格を持った職員を配置。</u> <u>就労に関する相談のみならず、支援対象者の希望に応じてひきこもり地域支援センターや生活自立相談支援センター等と</u>

9 その他

事業計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、しずおか協議会内の構成員で協議を行うとともに、関係機関に対しても情報共有を行うこととする。

事業計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しを行うことがある。

なお、事業計画の記載のうち、静岡労働局及び静岡県取組に係る記載については、今後の予算審議等の状況により修正・変更等があり得る。

			<u>連携し分野横断的に実施することで社会参加支援も拡充する。</u>	
<u>浜松市</u>	<u>新規</u>	<u>浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業</u>	<u>地域若者サポートステーションはままつに相談員として臨床心理士または公認心理師等の専門資格を持った職員を配置し、カウンセリング、アセスメント等を実施。精神保健福祉センターが実施している「ひきこもりサポートセンター」と連携を図ることにより、ひきこもりの回復から就労に向けた一連の連携支援をきめ細かく実施する。</u>	
<u>沼津市</u>	<u>新規</u>	<u>沼津市・清水町合同就職面接会開催事業</u>	<u>沼津市・清水町内に所在する企業を対象とした出展募集を行い、学生及び就職氷河期世代の中高年層を中心とする幅広い求職者等を対象とした対面式の合同就職面接会を開催する。</u>	